

第1657回島根県教育委員会会議 議題書

令和7年2月4日(火)
日 時
13時30分～

第1657回教育委員会会議議題

期日 令和7年2月4日(火)

議題

一公開一

(報告事項)

- | | |
|--|------|
| 第59号 県立学校における育児又は介護のための早出遅出勤務制度実施要領の一部改正及び時差出勤勤務の導入について
(学校企画課) | —— 1 |
| 第60号 令和6年度教職員の休憩時間及び持ち帰り仕事等の実態調査結果について
(学校企画課) | —— 2 |
| 第61号 令和7年度島根県公立高等学校入学者選抜における特色選抜の結果について
(教育指導課) | —— 3 |
| 第62号 県立高校一人一台貸出端末の卒業後の無償譲渡について
(教育指導課) | —— 4 |
| 第63号 令和7年3月高校卒業予定者の就職内定状況(12月)について
(教育指導課) | —— 5 |

一非公開一

(議決事項)

- | | |
|-------------------------------------|------|
| 第35号 島根県教育庁等組織規則等の一部改正について
(総務課) | —— 6 |
|-------------------------------------|------|

(報告事項)

- | | |
|---|-------|
| 第64号 令和7年度当初予算案及び令和6年度2月補正予算案の概要について
(関係課) | —— 7 |
| 第65号 県立学校の教育職員の給与に関する条例及び市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部改正について
(総務課) | —— 8 |
| 第66号 県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部改正について
(学校企画課) | —— 9 |
| 第67号 県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正について
(学校企画課) | —— 10 |
| 第68号 島根県手数料条例の一部改正について
(学校企画課) | —— 11 |
| 第69号 令和7年度県立学校校長職及び教頭職に係る採用・昇任候補者選考試験の結果について
(学校企画課) | —— 12 |

県立学校における育児又は介護のための早出遅出勤務制度実施要領の一部改正 及び時差出勤勤務の導入について

1 育児又は介護のための早出遅出勤務制度実施要領の一部改正

(1) 背景

- ・ 県立学校における育児又は介護のための早出遅出勤務制度は平成29年8月に導入し、その後勤務区分を弾力化（30分単位から15分単位）したものの、変更できる時間帯は維持
- ・ 現行の規定では、教育職員が変更できる勤務時間が、他の所属に比べて制限の強いものになっており、効果は限定的
- ・ 規定外の時間を設定する場合は教育長協議を要することとしているが、近年変更された時間は事務職員と同じ「60分後」（※R3：2件、R6：1件）

(2) 改正内容【資料1】

改正後	改正前
<p>【教育職員・事務職員】</p> <p>(最早)</p> <p>各学校の勤務開始時刻の60分前から勤務終了時刻の60分前まで</p> <p>(最遅)</p> <p>各学校の勤務開始時刻の60分後から勤務終了時刻の60分後まで</p> <p>※ 長期休業期間については、勤務開始時刻の前後90分まで拡大（ただし、午前7時以降、定時制課程においては午後10時以前に設定）</p>	<p>【教育職員】</p> <p>(最早) 各学校の勤務開始時刻の60分前から、 最終時限授業終了時刻以降</p> <p>(最遅) 各学校の第1時限授業開始時刻から、 勤務終了時刻の60分後まで</p> <p>※ 教育長協議を経て、上記以外の勤務時間の設定が可能</p> <p>【事務職員】</p> <p>(最早) 各学校の勤務開始時刻の60分前から 勤務終了時刻の60分前まで</p> <p>(最遅) 各学校の勤務開始時刻の60分後から 勤務終了時刻の60分後まで</p>
(その他)	

- ・ 地方公務員法及び児童福祉法の改正にともなう改正
- ・ 各様式の変更、押印削除

(3) 施行日

令和7年4月1日

2 時差出勤勤務の導入

(1) 背景

- ・ 令和元年8月から知事部局等で時差出勤勤務制度が開始
- ・ 県立学校については、授業時程に合わせて教育活動が行われていることから未導入
(令和元年7月23日付け島教総第307号通知)

- ・ 今年度、県立学校及び働き方改革モデル地域（江津市）の小中学校2校を対象に試行中
(実施時期は長期休業期間に限定。ただし、働き方改革モデル校は除く。)

【試行実施校】 (R6.12月時点)

夏季休業期間	高校21校（全日・定通別）、特別支援学校7校、 江津市立津宮小学校、江津中学校
冬季休業期間	高校18校（全日・定通別）、特別支援学校3校
授業を行う期間	松江緑が丘養護学校（1、2、3学期）、松江東高校（3学期）

(2) 導入内容【資料2】

試行アンケート結果、校長会、モデル校管理職への聞き取りを踏まえ、以下のとおり導入する。
なお、将来的には目的を拡大し、利用しやすいものとなるよう引き続き検討する。

- ・ 職員の勤務時間に関する規程第3条に基づき、校長による勤務時間の割振りで実施
※ 知事部局等も指定権者（管理職）が勤務時間を割り振る扱い
- ・ 安定的な学校運営の維持、育児又は介護のための早出遅出勤務制度とのバランスを考慮し、目的及び勤務区分を、授業を行う期間と長期休業期間に分けて定める。

	目的	勤務区分 ※ 7:00～22:00 の範囲内
授業を行う期間	子育て又は介護によるもの、管理職が業務上必要と認めるもの	通常の勤務開始時刻から前後60分まで、15分単位で変更可能
長期休業期間	上記に柔軟な働き方、ワーク・ライフ・バランスの推進を追加	通常の勤務開始時刻から前後90分まで、15分単位で変更可能

- ・ その他については知事部局等と概ね同様

(3) 施行日

令和7年4月1日

3 県立学校、市町村教育委員会への対応

- ・ 1月31日 県立学校、市町村教育委員会、教育事務所に通知を発出
※ 市町村教育委員会には、実施要領の例を送付【資料3】
- ・ 2月3日 第4回県・市町村教育長会議・学力育成会議において説明
- ・ 2月14日 公立高等学校長協会において説明

育児又は介護のための早出遅出勤務制度実施要領一部改正（新旧対照表）

改正後	改正前																																					
(趣旨) 第1条〔略〕	(趣旨) 第1条〔略〕																																					
(対象教職員) 第2条 早出遅出勤務の対象となる教職員は、職員の勤務時間に関する規程（平成4年島根県教育委員会訓令第5号）第3条第1項の別表に掲げる県立学校に勤務する教職員（地方公務員法第22条の3第1項の規定により任用された教育職員を含む）で次の各号に掲げる者を除く教職員（以下「教職員」という）とする。 (1)～(6)〔略〕	(対象教職員) 第2条 早出遅出勤務の対象となる教職員は、職員の勤務時間に関する規程（平成4年島根県教育委員会訓令第5号）第3条第1項の別表に掲げる県立学校に勤務する教職員（地方公務員法第22条第2項の規定により任用された教育職員を含む）で次の各号に掲げる者を除く教職員（以下「教職員」という）とする。 (1)～(6)〔略〕																																					
(勤務時間) 第3条 早出遅出勤務を行う教職員の勤務時間は、それぞれ次の表に掲げるとおりとする。 <u>ただし、表により勤務時間を変更した場合、勤務開始時刻が午前7時より早くなるときの勤務時間は「午前7時00分から午後3時45分まで」とし、勤務終了時刻が午後10時より遅くなるときの勤務時間は「午後1時15分から午後10時まで」とする。</u>	(勤務時間) 第3条 早出遅出勤務を行う教職員の勤務時間は、それぞれ次の表に掲げるとおりとする。 <u>ただし、所属長は教育職員にかかる早出遅出勤務に関し、次の表にない勤務時間の設定が必要と認める場合は、教育長に協議の上、別段の勤務時間を設定することができる。</u>																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">勤務時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>早出勤務A</td><td>各学校の勤務開始時刻の90分前から勤務終了時刻の90分前まで</td></tr> <tr> <td>早出勤務B</td><td>各学校の勤務開始時刻の75分前から勤務終了時刻の75分前まで</td></tr> <tr> <td>早出勤務C</td><td>各学校の勤務開始時刻の60分前から勤務終了時刻の60分前まで</td></tr> <tr> <td>早出勤務D</td><td>各学校の勤務開始時刻の45分前から勤務終了時刻の45分前まで</td></tr> <tr> <td>早出勤務E</td><td>各学校の勤務開始時刻の30分前から勤務終了時刻の30分前まで</td></tr> <tr> <td>早出勤務F</td><td>各学校の勤務開始時刻の15分前から勤務終了時刻の15分前まで</td></tr> <tr> <td>遅出勤務A</td><td>各学校の勤務開始時刻の15分後から勤務終了時刻の15分後まで</td></tr> <tr> <td>遅出勤務B</td><td>各学校の勤務開始時刻の30分後から勤務終了時刻の30分後まで</td></tr> <tr> <td>遅出勤務C</td><td>各学校の勤務開始時刻の45分後から勤務終了時刻の45分後まで</td></tr> </tbody> </table>	勤務時間		早出勤務A	各学校の勤務開始時刻の90分前から勤務終了時刻の90分前まで	早出勤務B	各学校の勤務開始時刻の75分前から勤務終了時刻の75分前まで	早出勤務C	各学校の勤務開始時刻の60分前から勤務終了時刻の60分前まで	早出勤務D	各学校の勤務開始時刻の45分前から勤務終了時刻の45分前まで	早出勤務E	各学校の勤務開始時刻の30分前から勤務終了時刻の30分前まで	早出勤務F	各学校の勤務開始時刻の15分前から勤務終了時刻の15分前まで	遅出勤務A	各学校の勤務開始時刻の15分後から勤務終了時刻の15分後まで	遅出勤務B	各学校の勤務開始時刻の30分後から勤務終了時刻の30分後まで	遅出勤務C	各学校の勤務開始時刻の45分後から勤務終了時刻の45分後まで	<table border="1"> <thead> <tr> <th>教職員</th><th>勤務時間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">教育職員</td><td>以下に示す勤務開始時刻および終了時刻の範囲内において15分単位で変更し、1日の勤務時間が7時間45分になるようする。 ※ただし、午前7時以降、午後10時以前に設定</td></tr> <tr> <td>勤務開始時刻</td><td>各学校の勤務開始時刻の60分前から第1时限授業開始時刻まで</td></tr> <tr> <td>勤務終了時刻</td><td>各学校の最終时限授業終了時刻から勤務終了時刻の60分後まで</td></tr> <tr> <td></td><td>以下に示す区分のとおりとする。 ※ただし、午前7時以降、午後10時以前に設定</td></tr> <tr> <td rowspan="3">事務職員</td><td>早出勤務A</td><td>各学校の勤務開始時刻の60分前から勤務終了時刻の60分前まで</td></tr> <tr> <td>早出勤務B</td><td>各学校の勤務開始時刻の45分前から勤務終了時刻の45分前まで</td></tr> <tr> <td>早出勤務C</td><td>各学校の勤務開始時刻の30分前から勤務終了時刻の30分前まで</td></tr> </tbody> </table>	教職員	勤務時間	教育職員	以下に示す勤務開始時刻および終了時刻の範囲内において15分単位で変更し、1日の勤務時間が7時間45分になるようする。 ※ただし、午前7時以降、午後10時以前に設定	勤務開始時刻	各学校の勤務開始時刻の60分前から第1时限授業開始時刻まで	勤務終了時刻	各学校の最終时限授業終了時刻から勤務終了時刻の60分後まで		以下に示す区分のとおりとする。 ※ただし、午前7時以降、午後10時以前に設定	事務職員	早出勤務A	各学校の勤務開始時刻の60分前から勤務終了時刻の60分前まで	早出勤務B	各学校の勤務開始時刻の45分前から勤務終了時刻の45分前まで	早出勤務C	各学校の勤務開始時刻の30分前から勤務終了時刻の30分前まで
勤務時間																																						
早出勤務A	各学校の勤務開始時刻の90分前から勤務終了時刻の90分前まで																																					
早出勤務B	各学校の勤務開始時刻の75分前から勤務終了時刻の75分前まで																																					
早出勤務C	各学校の勤務開始時刻の60分前から勤務終了時刻の60分前まで																																					
早出勤務D	各学校の勤務開始時刻の45分前から勤務終了時刻の45分前まで																																					
早出勤務E	各学校の勤務開始時刻の30分前から勤務終了時刻の30分前まで																																					
早出勤務F	各学校の勤務開始時刻の15分前から勤務終了時刻の15分前まで																																					
遅出勤務A	各学校の勤務開始時刻の15分後から勤務終了時刻の15分後まで																																					
遅出勤務B	各学校の勤務開始時刻の30分後から勤務終了時刻の30分後まで																																					
遅出勤務C	各学校の勤務開始時刻の45分後から勤務終了時刻の45分後まで																																					
教職員	勤務時間																																					
教育職員	以下に示す勤務開始時刻および終了時刻の範囲内において15分単位で変更し、1日の勤務時間が7時間45分になるようする。 ※ただし、午前7時以降、午後10時以前に設定																																					
	勤務開始時刻	各学校の勤務開始時刻の60分前から第1时限授業開始時刻まで																																				
	勤務終了時刻	各学校の最終时限授業終了時刻から勤務終了時刻の60分後まで																																				
		以下に示す区分のとおりとする。 ※ただし、午前7時以降、午後10時以前に設定																																				
事務職員	早出勤務A	各学校の勤務開始時刻の60分前から勤務終了時刻の60分前まで																																				
	早出勤務B	各学校の勤務開始時刻の45分前から勤務終了時刻の45分前まで																																				
	早出勤務C	各学校の勤務開始時刻の30分前から勤務終了時刻の30分前まで																																				

<u>遅出勤務D</u>	各学校の勤務開始時刻の 60 分後から勤務終了時刻の 60 分後まで
<u>遅出勤務E</u>	各学校の勤務開始時刻の 75 分後から勤務終了時刻の 75 分後まで
<u>遅出勤務F</u>	各学校の勤務開始時刻の 90 分後から勤務終了時刻の 90 分後まで

<u>早出勤務D</u>	各学校の勤務開始時刻の 15 分前から勤務終了時刻の 15 分前まで
<u>遅出勤務A</u>	各学校の勤務開始時刻の 15 分後から勤務終了時刻の 15 分後まで
<u>遅出勤務B</u>	各学校の勤務開始時刻の 30 分後から勤務終了時刻の 30 分後まで
<u>遅出勤務C</u>	各学校の勤務開始時刻の 45 分後から勤務終了時刻の 45 分後まで
<u>遅出勤務D</u>	各学校の勤務開始時刻の 60 分後から勤務終了時刻の 60 分後まで

2 前項の表中、早出勤務A、早出勤務B、遅出勤務E又は遅出勤務Fにより勤務時間を変更できるのは、島根県立高等学校規程第6条第1項第3号から第6号（同条第3項の規定により変更した場合は変更後の期間）及び島根県立特別支援学校規程第5条第1項第3号から第6号（同条第3項の規定により変更した場合は変更後の期間）に定める休業日のみとする。

(育児を行う教職員の早出遅出勤務)

第4条 [略]

(1) [略]

(2) [略]

①児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する放課後等デイサービス事業を行う施設

②～⑤ [略]

(3)～(4) [略]

第5条～第9条 [略]

(雑則)

第10条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、別に定める。

[略]

附 則

この要領は、令和5年7月18日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(育児を行う教職員の早出遅出勤務)

第4条 [略]

(1) [略]

(2) [略]

①児童福祉法第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービス事業を行う施設

②～⑤ [略]

(3)～(4) [略]

第5条～第9条 [略]

(雑則)

第10条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、別に定める。

[略]

附 則

この要領は、令和5年7月18日から施行する。

県立学校時差出勤勤務実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、職員の勤務時間に関する規程（平成4年島根県教育委員会訓令第5号）第1条第2項の規定に基づき、県立学校に勤務する教職員の時差出勤勤務（始業及び終業の時刻を、教職員の申告を考慮して、各学校の勤務開始時刻及び勤務終了時刻よりも早く、又は遅くすることにより、あらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 時差出勤勤務は、次により実施する。

- (1) 長期休業期間においては、教職員の柔軟な働き方を可能とし、ワーク・ライフ・バランスの推進により教育の質及び公務能率の向上を図ることを目的とする。
- (2) 授業を行う期間においては、子育て又は介護を行う教職員、又は所属長が業務上必要と認める教職員の仕事と生活の両立を図ることを目的とする。

(対象職員)

第3条 時差出勤勤務の対象となる教職員は、県立学校に勤務する教職員であって、時差出勤勤務を行わない場合において、勤務時間が各学校の勤務開始時刻から勤務終了時刻まで（7時間45分）と定められている者とする。ただし、寄宿舎指導員及び水産練習船「神海丸」に乗り組む教育職員は、それぞれ特定の業務に従事している期間を対象外とする。

(指定権者)

第4条 時差出勤勤務の指定を行う者（以下「指定権者」という。）は、教育事務決裁規程（昭和45年島根県教育委員会教育長訓令第1号）第7条から第16条までの規定により、時差出勤勤務を行う教職員の勤務時間の割振りの変更について専決することができる者とする。

(勤務時間)

第5条 時差出勤勤務を行う教職員の勤務時間は、次の表に定めるとおりとする。ただし、表により勤務時間を変更した場合、勤務開始時刻が午前7時より早くなるときの勤務時間は「午前7時00分から午後3時45分まで」とし、勤務終了時刻が午後10時より遅くなるときの勤務時間は「午後1時15分から午後10時まで」とする。

勤務区分	勤務時間
早出勤務A	各学校の勤務開始時刻の90分前から勤務終了時刻の90分前まで

早出勤務B	各学校の勤務開始時刻の75分前から勤務終了時刻の75分前まで
早出勤務C	各学校の勤務開始時刻の60分前から勤務終了時刻の60分前まで
早出勤務D	各学校の勤務開始時刻の45分前から勤務終了時刻の45分前まで
早出勤務E	各学校の勤務開始時刻の30分前から勤務終了時刻の30分前まで
早出勤務F	各学校の勤務開始時刻の15分前から勤務終了時刻の15分前まで
通常	各学校の勤務開始時刻から勤務終了時刻まで
遅出勤務A	各学校の勤務開始時刻の15分後から勤務終了時刻の15分後まで
遅出勤務B	各学校の勤務開始時刻の30分後から勤務終了時刻の30分後まで
遅出勤務C	各学校の勤務開始時刻の45分後から勤務終了時刻の45分後まで
遅出勤務D	各学校の勤務開始時刻の60分後から勤務終了時刻の60分後まで
遅出勤務E	各学校の勤務開始時刻の75分後から勤務終了時刻の75分後まで
遅出勤務F	各学校の勤務開始時刻の90分後から勤務終了時刻の90分後まで

2 前項の表中、早出勤務A、早出勤務B、遅出勤務E又は遅出勤務Fにより勤務時間を変更できるのは、島根県立高等学校規程第6条第3号から第6号（同条第3項の規定により変更した場合は変更後の期間）及び島根県立特別支援学校規程第5条第3号から第6号（同条第3項の規定により変更した場合は変更後の期間）に定める休業日のみとする。

(申告手続)

第6条 教職員は時差出勤勤務を行うことを希望する日の属する月（以下「時差出勤勤務実施月」という。）の前月の20日（その日が週休日又は休日に当たる場合は、その日の直前の週休日及び休日でない日）までに、総務事務システム又は時差出勤勤務申告割振簿（様式第1号）により、早出勤務又は遅出勤務を希望する日（以下「早出遅出希望日」という。）を指定権者に申告するものとする。

2 前項の早出遅出希望日の申告は、時差出勤勤務実施月の初日から末日までの間の1箇月を単位として行うものとする。

(勤務の指定)

第7条 指定権者は、前条の規定による申告があった場合には、時差出勤勤務実施月の前月の末日までに勤務の指定を行うものとし、公務の運営に支障がないと認められる日については申告どおりの勤務区分の勤務の指定を行い、公務の運営に支障がある日については、通常の勤務区分の勤務の指定を行うものとする。

2 指定権者は、各学校が定める勤務時間中における学校運営体制の確保の状況等を総

合的に考慮し、公務の運営への支障の有無を判断するものとする。

- 3 指定権者は、勤務時間における学校運営体制の確保のため、教職員の勤務区分の調整を行う場合には、教職員間の公平性に配意するものとする。この場合において、教職員から育児又は介護のための早出遅出勤務制度実施要領に基づく早出遅出勤務の請求がある場合は、当該請求を優先して勤務区分の調整を行うものとする。

(申告の変更)

第8条 早出勤務又は遅出勤務の指定を受けた教職員は、通常の勤務区分の勤務への変更を希望する場合は、当該変更を希望する勤務日の前日までに、総務事務システム又は時差出勤勤務申告割振簿（様式第1号）により、当該変更について指定権者に申告するものとする。

- 2 指定権者は、前項の申告があった場合は、学校運営体制の確保や公務運営への支障等を総合的に考慮し、勤務の指定を通常の勤務区分に変更するものとする。

(公務運営の支障による通常の勤務区分への変更)

第9条 指定権者は、第7条の規定による勤務の指定後に公務の運営に支障があることが明らかになった場合は、当該支障がある日の勤務区分を通常の区分に変更することができる。この場合においては、勤務区分を通常の区分に変更する日の前日までに、総務事務システム又は時差出勤勤務申告割振簿（様式第1号）により当該教職員の確認を受けなければならない。

(深夜勤務に伴う遅出勤務)

第10条 指定権者は、公務上やむを得ない理由により教職員に深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間）の時間外勤務を命じる場合において、当該教職員から総務事務システム又は時差出勤勤務申告割振簿（様式第1号）により、直後の勤務について遅出勤務を行うことを希望する内容の申告があったときは、当該時間外勤務の終了時刻から直後の勤務の始業時刻までの間の時間が11時間に満たない場合に限り、当該直後の勤務について遅出勤務の指定を行うことができる。

- 2 前項の遅出勤務の指定は、遅出勤務を行う日の前日までに行わなければならないものとする。

(総務事務システムへの入力)

第11条 時差出勤勤務申告割振簿（様式第1号）による申告を考慮して時差出勤勤務の指定を行った場合、指定権者は、勤務の区分を総務事務システムに入力しなければならない。ただし、所属長が指定権者以外の者が入力することが適當と認める場合は、所属長が別に定める者が入力することができる。

(雑則)

第12条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、令和7年3月17日から施行する。

(準備行為)

2 令和7年4月における時差出勤勤務に係る準備行為は、この要領の施行前においても、この要領の規定の例により行うことができる。

(組織改正に伴う経過措置)

3 組織改正により所属が新設された場合における当該所属が新設された日が属する月の時差出勤勤務に関するこの要領の規定の適用については、第6条第1項中「前月の20日（その日が週休日又は休日に当たる場合は、その日の直前の週休日及び休日でない日）」とあるのは「所属長が定める申告期限日」と、同条第2項中「初日から末日までの間の1箇月」とあるのは「所属長が定める時差出勤勤務開始日から末日までの間の期間」と、第7条第1項中「時差出勤勤務実施月の前月の末日」とあるのは「所属長が定める時差出勤勤務開始日の前日」とする。

市（町村）立学校時差出勤勤務実施要領の例

（趣旨）

第1条 この要領は、市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（以下「条例」という。）第22条の2第2項の規定に基づき、市（町村）立学校に勤務する教職員の時差出勤勤務（始業及び終業の時刻を、教職員の申告を考慮して、各学校の勤務開始時刻及び勤務終了時刻よりも早く、又は遅くすることにより、あらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 時差出勤勤務は、長期休業期間において柔軟な働き方を可能とし、ワーク・ライフ・バランスの推進により教育の質及び公務能率の向上を図ることを目的として実施する。

授業を行う期間においては子育て又は介護を行う教職員の仕事と生活の両立を支援、又は所属長が業務上必要と認める場合に限るものとする。

（対象職員）

第3条 時差出勤勤務の対象となる教職員は、県立学校に勤務する教職員であって、時差出勤勤務を行わない場合において、勤務時間が各学校の勤務開始時刻から勤務終了時刻まで（7時間45分）と定められている者とする。

（指定権者）

第4条 時差出勤勤務の指定を行う者（以下「指定権者」という。）は、時差出勤勤務を行う教職員の勤務時間の割振りの変更について市（町村）教育委員会より委任又は専決されている者とする。

（勤務時間）

第5条 時差出勤勤務を行う教職員の勤務時間は、次の表に定めるとおりとする。ただし、表により勤務時間を変更した場合、勤務開始時刻が午前7時より早くなるときの勤務時間は「午前7時00分から午後3時45分まで」とし、勤務終了時刻が午後10時より遅くなるときの勤務時間は「午後1時15分から午後10時まで」とする。

勤務区分	勤務時間
早出勤務A	各学校の勤務開始時刻の90分前から勤務終了時刻の90分前まで
早出勤務B	各学校の勤務開始時刻の75分前から勤務終了時刻の75分前まで
早出勤務C	各学校の勤務開始時刻の60分前から勤務終了時刻の60分前まで

早出勤務D	各学校の勤務開始時刻の45分前から勤務終了時刻の45分前まで
早出勤務E	各学校の勤務開始時刻の30分前から勤務終了時刻の30分前まで
早出勤務F	各学校の勤務開始時刻の15分前から勤務終了時刻の15分前まで
通常	各学校の勤務開始時刻から勤務終了時刻まで
遅出勤務A	各学校の勤務開始時刻の15分後から勤務終了時刻の15分後まで
遅出勤務B	各学校の勤務開始時刻の30分後から勤務終了時刻の30分後まで
遅出勤務C	各学校の勤務開始時刻の45分後から勤務終了時刻の45分後まで
遅出勤務D	各学校の勤務開始時刻の60分後から勤務終了時刻の60分後まで
遅出勤務E	各学校の勤務開始時刻の75分後から勤務終了時刻の75分後まで
遅出勤務F	各学校の勤務開始時刻の90分後から勤務終了時刻の90分後まで

- 2 前項の表中、早出勤務A、早出勤務B、遅出勤務E又は遅出勤務Fにより勤務時間を変更できるのは、市（町村）立小・中学校等管理規則の例第3条第3号から第6号に定める休業日（同条第4項の規定により変更した場合は変更後の期間）に定める休業日のみとする。

（申告手続）

第6条 教職員は時差出勤勤務を行うことを希望する日の属する月（以下「時差出勤勤務実施月」という。）の前月の20日（その日が週休日又は休日に当たる場合は、その日の直前の週休日及び休日でない日）までに、市（町村）の出退勤・勤務時間に係る管理システム又は時差出勤勤務申告割振簿（様式第1号）により、早出勤務又は遅出勤務を希望する日（以下「早出遅出希望日」という。）を指定権者に申告するものとする。

- 2 前項の早出遅出希望日の申告は、時差出勤勤務実施月の初日から末日までの間の1箇月を単位として行うものとする。

（勤務の指定）

第7条 指定権者は、前条の規定による申告があった場合には、時差出勤勤務実施月の前月の末日までに勤務の指定を行うものとし、公務の運営に支障がないと認められる日については申告どおりの勤務区分の勤務の指定を行い、公務の運営に支障がある日については、通常の勤務区分の勤務の指定を行うものとする。

- 2 指定権者は、各学校が定める勤務時間中における学校運営体制の確保の状況等を総合的に考慮し、公務の運営への支障の有無を判断するものとする。
- 3 指定権者は、勤務時間における学校運営体制の確保のため、教職員の勤務区分の調

整を行う場合には、教職員間の公平性に配意するものとする。この場合において、教職員から育児又は介護のための早出遅出勤務制度実施要領に基づく早出遅出勤務の請求がある場合は、当該請求を優先して勤務区分の調整を行うものとする。

(申告の変更)

第8条 早出勤務又は遅出勤務の指定を受けた教職員は、通常の勤務区分の勤務への変更を希望する場合は、当該変更を希望する勤務日の前日までに、市(町村)の出退勤・勤務時間に係る管理システム又は時差出勤勤務申告割振簿(様式第1号)により、当該変更について指定権者に申告するものとする。

2 指定権者は、前項の申告があった場合は、学校運営体制の確保や公務運営への支障等を総合的に考慮し、勤務の指定を通常の勤務区分に変更するものとする。

(公務運営の支障による通常の勤務区分への変更)

第9条 指定権者は、第7条の規定による勤務の指定後に公務の運営に支障があることが明らかになった場合は、当該支障がある日の勤務区分を通常の区分に変更することができる。この場合においては、勤務区分を通常の区分に変更する日の前日までに、市(町村)の出退勤・勤務時間に係る管理システム又は時差出勤勤務申告割振簿(様式第1号)により当該教職員の確認を受けなければならない。

(深夜勤務に伴う遅出勤務)

第10条 指定権者は、公務上やむを得ない理由により教職員に深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)の時間外勤務を命じる場合において、当該教職員から市(町村)の出退勤・勤務時間に係る管理システム又は時差出勤勤務申告割振簿(様式第1号)により、直後の勤務について遅出勤務を行うことを希望する内容の申告があつたときは、当該時間外勤務の終了時刻から直後の勤務の始業時刻までの間の時間が11時間に満たない場合に限り、当該直後の勤務について遅出勤務の指定を行うことができる。

2 前項の遅出勤務の指定は、遅出勤務を行う日の前日までに行わなければならないものとする。

(雑則)

第11条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、令和7年3

月17日から施行する。

(準備行為)

2 令和7年4月における時差出勤勤務に係る準備行為は、この要領の施行前においても、この要領の規定の例により行うことができる。

(組織改正に伴う経過措置)

3 組織改正により所属が新設された場合における当該所属が新設された日が属する月の時差出勤勤務に関するこの要領の規定の適用については、第6条第1項中「前月の20日（その日が週休日又は休日に当たる場合は、その日の直前の週休日及び休日でない日）」とあるのは「所属長が定める申告期限日」と、同条第2項中「初日から末日までの間の1箇月」とあるのは「所属長が定める時差出勤勤務開始日から末日までの間の期間」と、第7条第1項中「時差出勤勤務実施月の前月の末日」とあるのは「所属長が定める時差出勤勤務開始日の前日」とする。

令和6年度教職員の休憩時間及び持ち帰り仕事等の実態調査結果について

1 調査の概要

(1) 目的

教職員の働き方改革における効果的な方策立案等に資するため

(2) 対象校

令和5年度調査を実施した市町村立小学校20校及び中学校10校、県立高等学校6校及び特別支援学校2校の計38校（抽出）

(3) 対象者・回答数（単位：人）

総回答数1,016名（※ 常勤かつ本務職員に限る。一部無効回答有）

[職種別有効回答数]

校長	副校長 ・教頭	主幹 教諭	教諭 ・講師	養護 教諭 (含助)	栄養 教諭 ・学校 栄養士	事務リーダー ・事務主幹 ・主任・主事 (主任)	寄宿舎 指導員 (主任・ 期付)	実習 助手 (主任・ 期付)	計
35	43	13	781	47	8	42	24	18	1,011

(4) 主な調査内容

- ワーク・ライフ・バランスに係る意識
- 勤務日5日間の休憩時間の状況
- 週休日を含めた1週間の持ち帰り仕事の状況
- 学校での働き方改革の取組状況（新規）
- 教職員の仕事のやりがい（新規）

(5) 調査方法

令和6年9月から11月の間、各対象校で任意に定めた1週間における上記(4)の実態を、教職員が個別に、所定の調査様式に記入する形式

2 時間外勤務時間と持ち帰り仕事時間の状況について

(1) 時間外勤務時間と持ち帰り仕事時間

① 平均時間 (分／日)

	時間外勤務時間 うち部活動	持ち帰り仕事時間		計
小学校	78.3 分	0.1 分	23.9 分	102.2 分
中学校	99.2 分	33.5 分	20.2 分	119.4 分
高等学校	122.9 分	56.2 分	18.3 分	141.2 分
特別支援学校	44.2 分	0.2 分	18.5 分	62.7 分
全校種	83.9 分	19.7 分	20.5 分	104.4 分

※ 調査期間 1 週間の状況により算出

② 平均時間 (時間／月)

	時間外勤務時間	持ち帰り仕事時間	計
小学校	39.8 時間	12.1 時間	51.9 時間
中学校	50.4 時間	10.3 時間	60.7 時間
高等学校	62.5 時間	9.3 時間	71.8 時間
特別支援学校	22.5 時間	9.4 時間	31.9 時間
全校種	42.6 時間	10.4 時間	53.0 時間

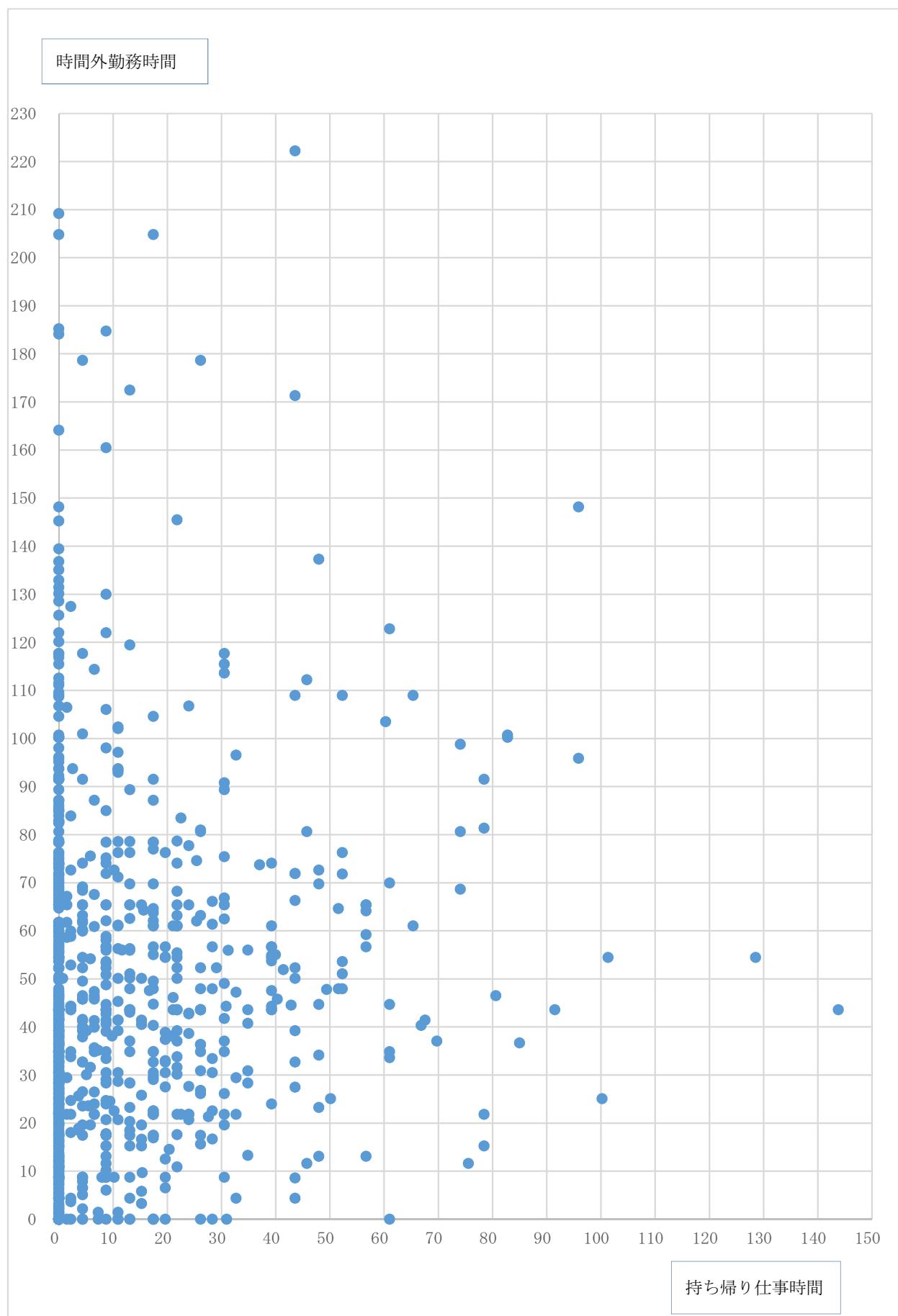
※ ①の平均時間 (分／日) から 1 箇月の時間を試算

③ 1 週間の時間外勤務と持ち帰り仕事の区分による人数割合

		持ち帰り仕事時間 (週)					計
		していない	3 時間 30 分未満	3 時間 30 分以 上 7 時間未満	7 時間以上 14 時間未満	14 時間 以上	
時間外勤務時間 (週)	していない	8.5%	1.0%	0.6%	0.1%	0.1%	10.2%
	5 時間未満	11.1%	4.0%	2.0%	0.9%	0.2%	18.2%
	5 時間以上 10 時間未満	16.3%	5.5%	4.4%	1.7%	0.8%	28.7%
	10 時間以上 15 時間未満	7.6%	5.5%	4.2%	3.3%	0.7%	21.2%
	15 時間以上	10.2%	5.1%	2.4%	2.8%	1.2%	21.7%
	計	53.7%	21.0%	13.5%	8.8%	3.0%	100.0%

※ 計数については、それぞれ四捨五入によっているため、合計等と一致しないものが
ある。

(2) 時間外勤務時間と持ち帰り仕事時間の散布図（時間／月）

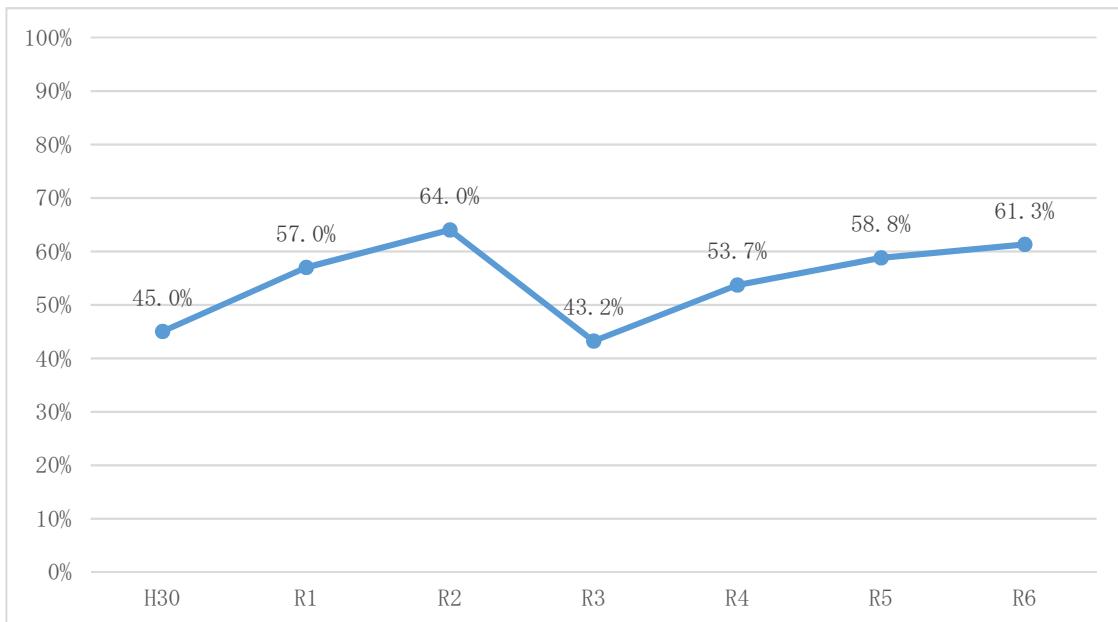


3 ワーク・ライフ・バランスに係る意識

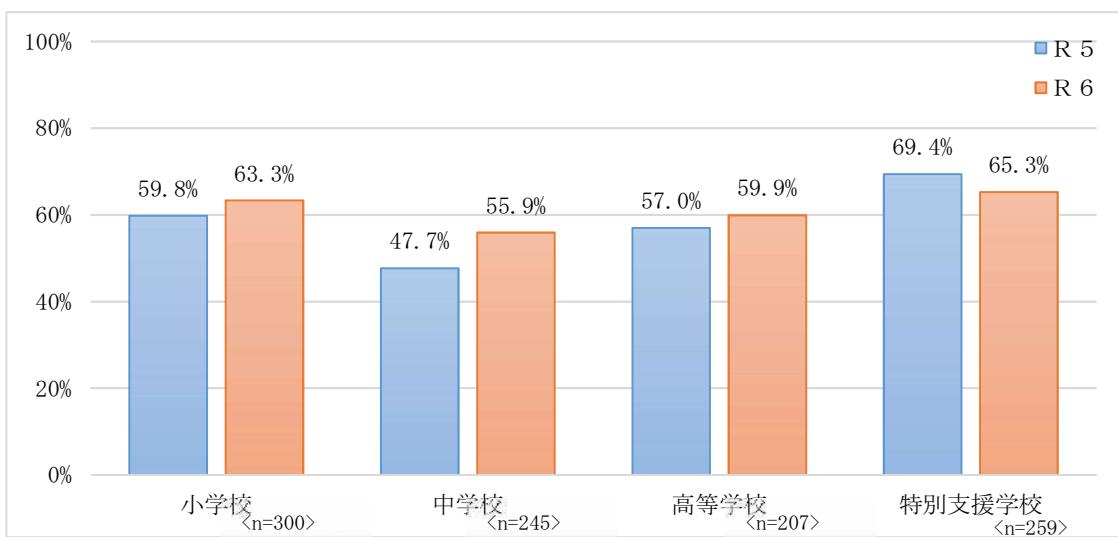
(1) ワーク・ライフ・バランスの肯定的回答回答※

※ 「肯定的回答」は、ワーク・ライフ・バランスが「取れている」又は「どちらかというと取れている」という回答を合わせた数

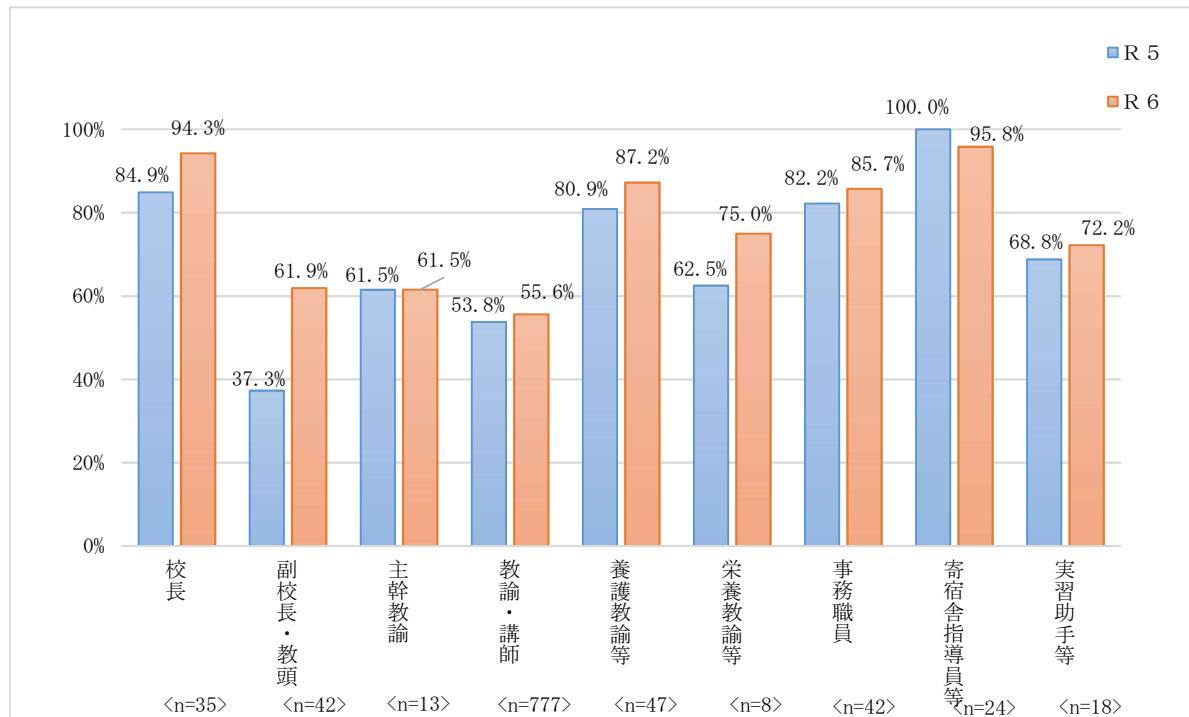
① 全校種



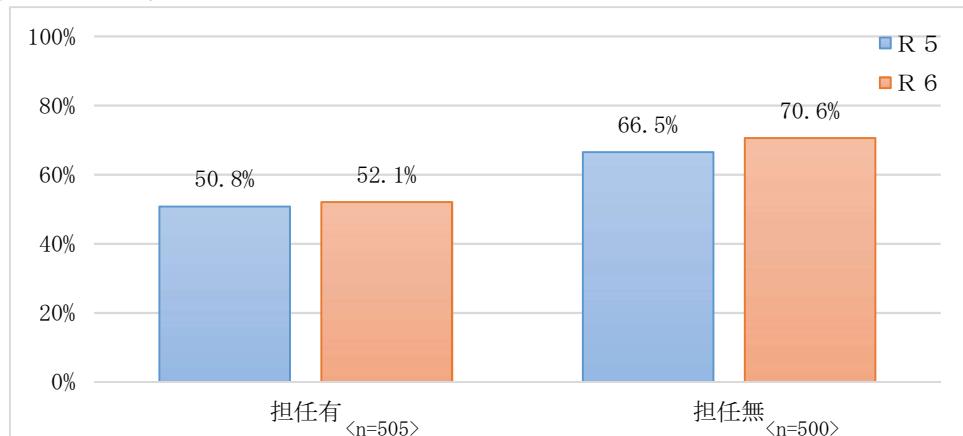
② 校種別



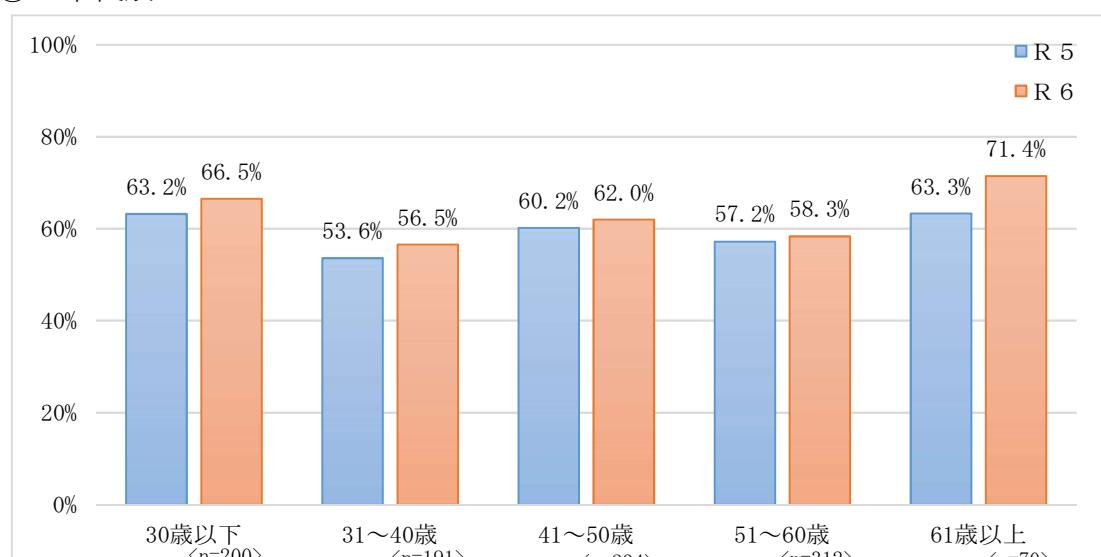
③ 職別



④ 学級担任有無別



⑤ 年代別



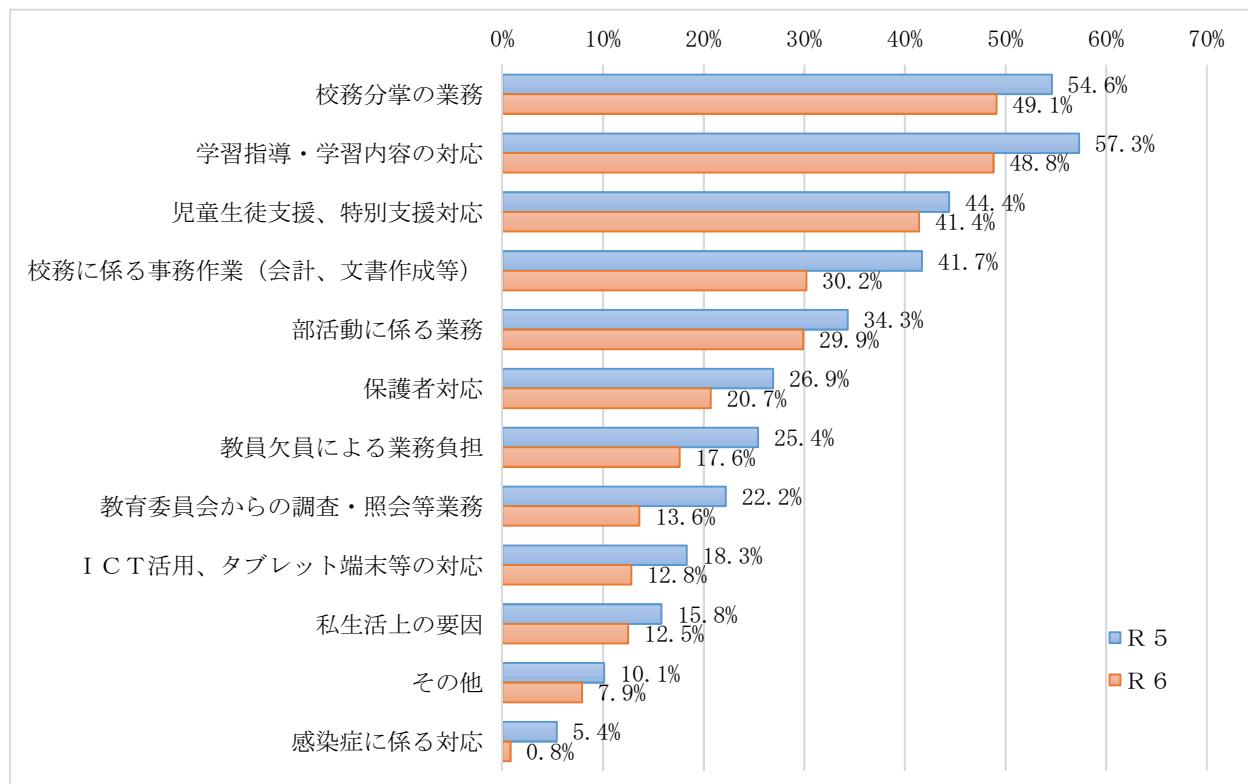
(2) ワーク・ライフ・バランスの阻害要因（全校種、校種別）

ワーク・ライフ・バランスが「どちらかというと取れていなない」又は「取れていなない」と回答した者（R 6：391人）において、その阻害要因を尋ねた（複数回答可）。

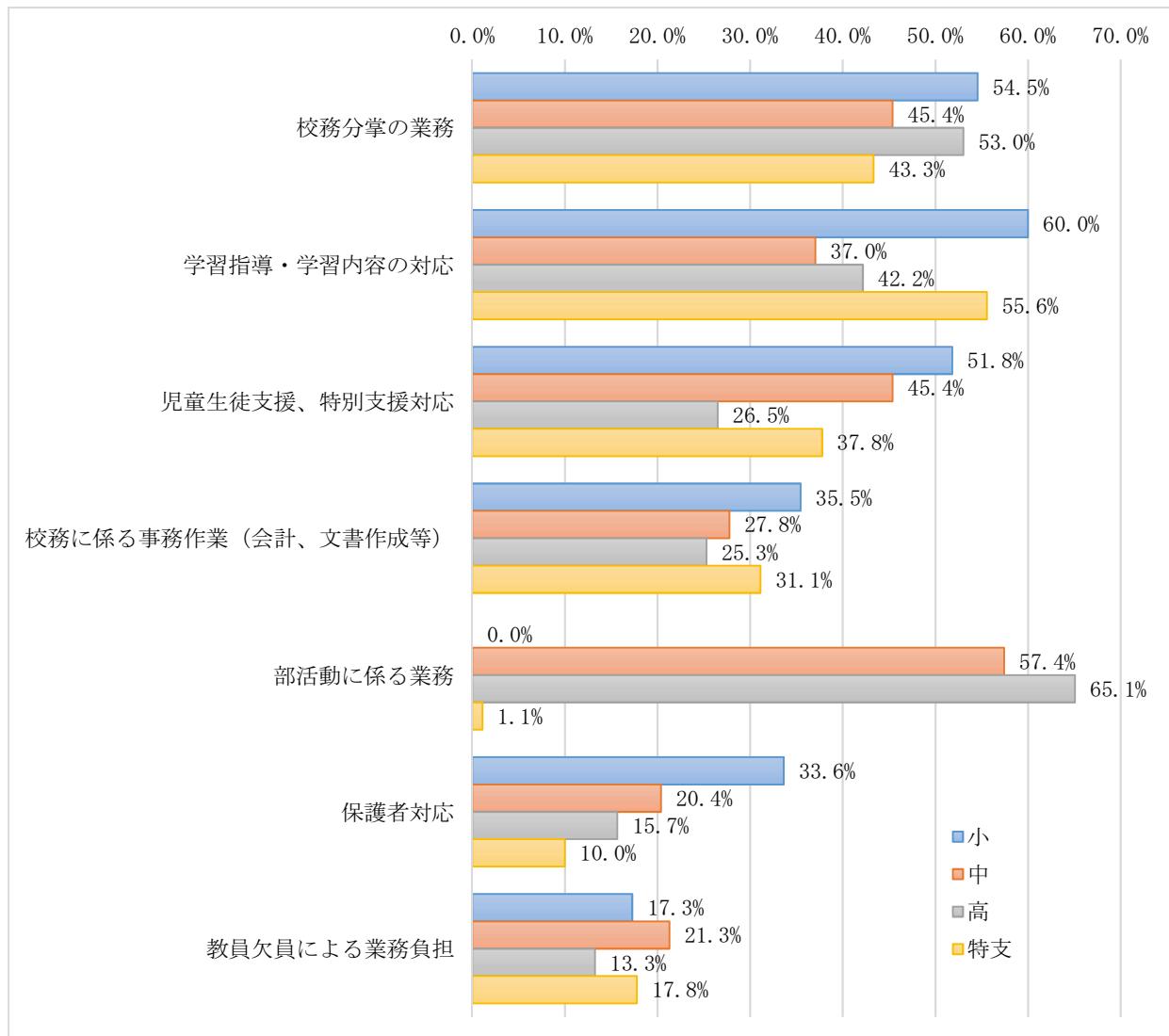
要 因	全校種割合		R 6 校種別（上位 5 位）			
	R 5	R 6	小学校	中学校	高等 学校	特別支 援学校
校務分掌の業務	②54.6%	①49.1%	②54.5%	②45.4%	②53.0%	②43.3%
学習指導・学習内容の対応	①57.3%	②48.8%	①60.0%	④37.0%	③42.2%	①55.6%
児童生徒支援、特別支援対応	③44.4%	③41.4%	③51.8%	②45.4%	④26.5%	③37.8%
校務に係る事務作業（会計、文書作成等）	④41.7%	④30.2%	④35.5%	⑤27.8%	⑤25.3%	④31.1%
部活動に係る業務	⑤34.3%	⑤29.9%		①57.4%	①65.1%	
保護者対応	⑥26.9%	⑥20.7%	⑤33.6%			
教員欠員による業務負担	⑦25.4%	⑦17.6%				⑤17.8%
教育委員会からの調査・照会等業務	⑧22.2%	⑧13.6%				
ICT 活用、タブレット端末等の対応	⑨18.3%	⑨12.8%				
私生活上の要因	⑩15.8%	⑩12.5%				
その他	⑪10.1%	⑪7.9%				
感染症に係る対応	⑫5.4%	⑫0.8%				

（注）丸数字は、全校種又は当該校種での順位

① 全校種における阻害要因割合



② 校種別阻害要因割合（校種別上位 5 位）

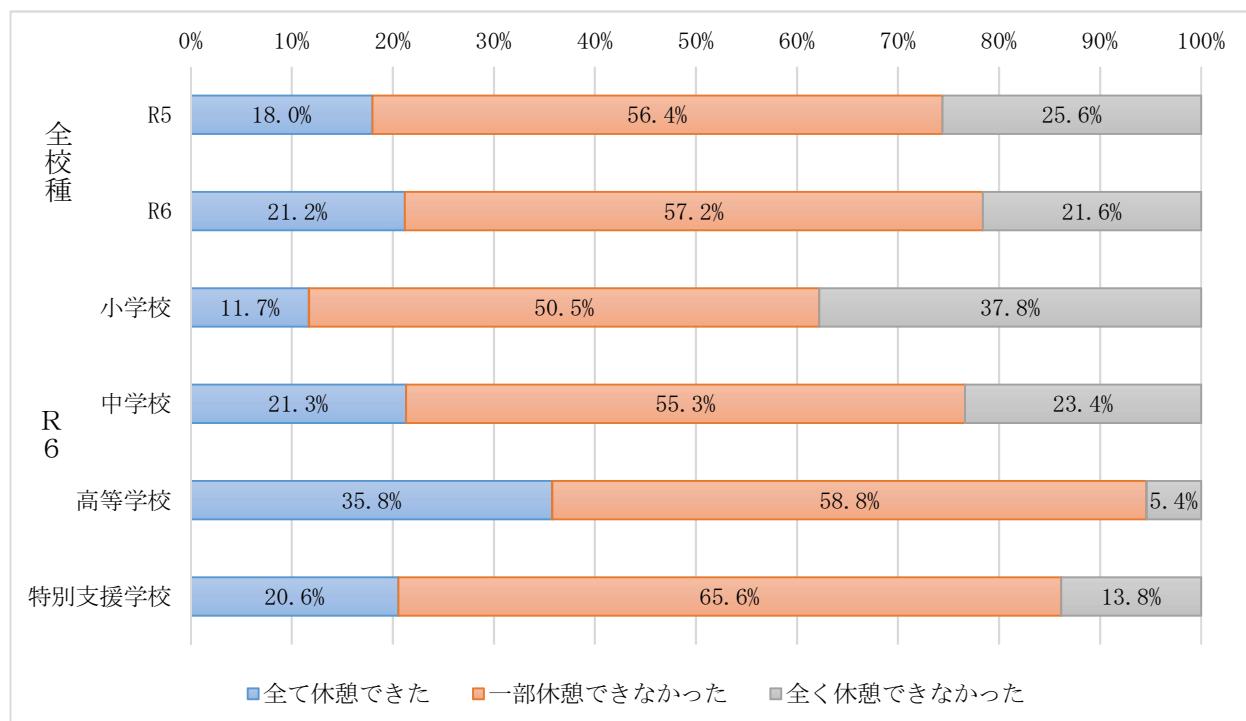


4 休憩時間の状況について

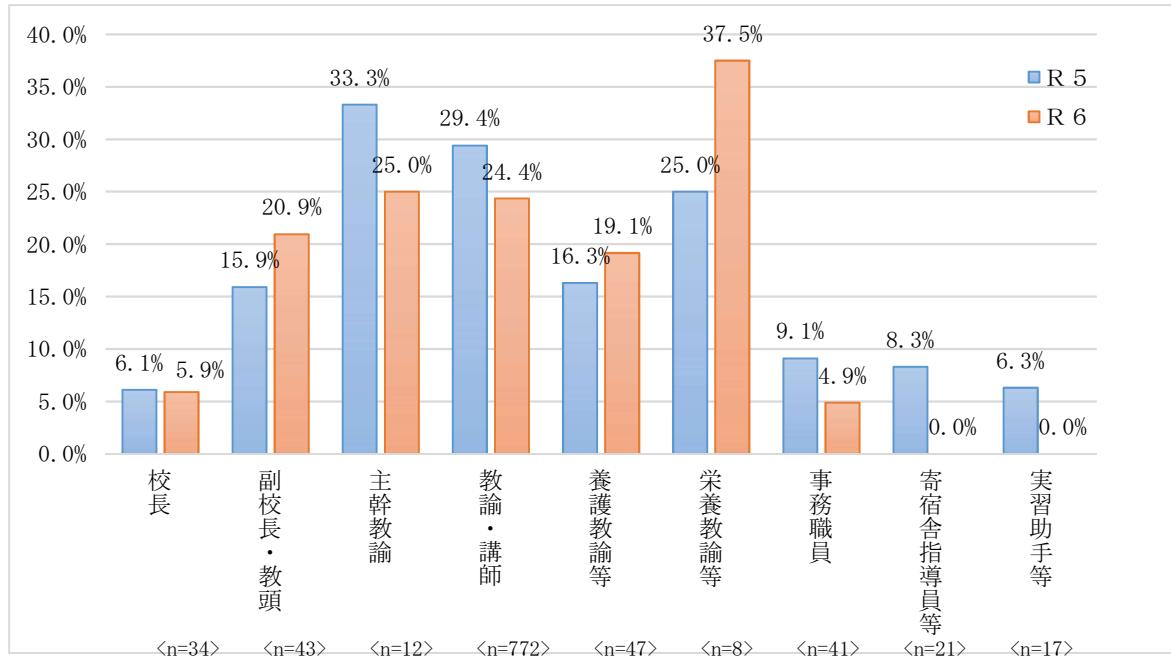
- 休憩時間の割振りは、教職員の服務監督権者である教育委員会（例：県立学校の場合は県教育委員会）に権限があるが、多くの場合、教職員を直接監督する校長への委任・専決事項となっており、学校によって設定している時間帯は異なる。

(1) 全校種、校種別の休憩時間の取得状況

勤務日（5日）の 休憩の状況	全校種		校種別				R 5 全校種 割合
	人数	割合	小学校	中学校	高等学校	特別支 援学校	
全て休憩できた	212	21.2%	11.7%	21.3%	35.8%	20.6%	18.0%
一部休憩できなかつた	572	57.2%	50.5%	55.3%	58.8%	65.6%	56.4%
全く休憩できなかつた	216	21.6%	37.8%	23.4%	5.4%	13.8%	25.6%
計	1,000	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



(2) 5日間ともに「全く休憩できなかった」と回答した職別の割合



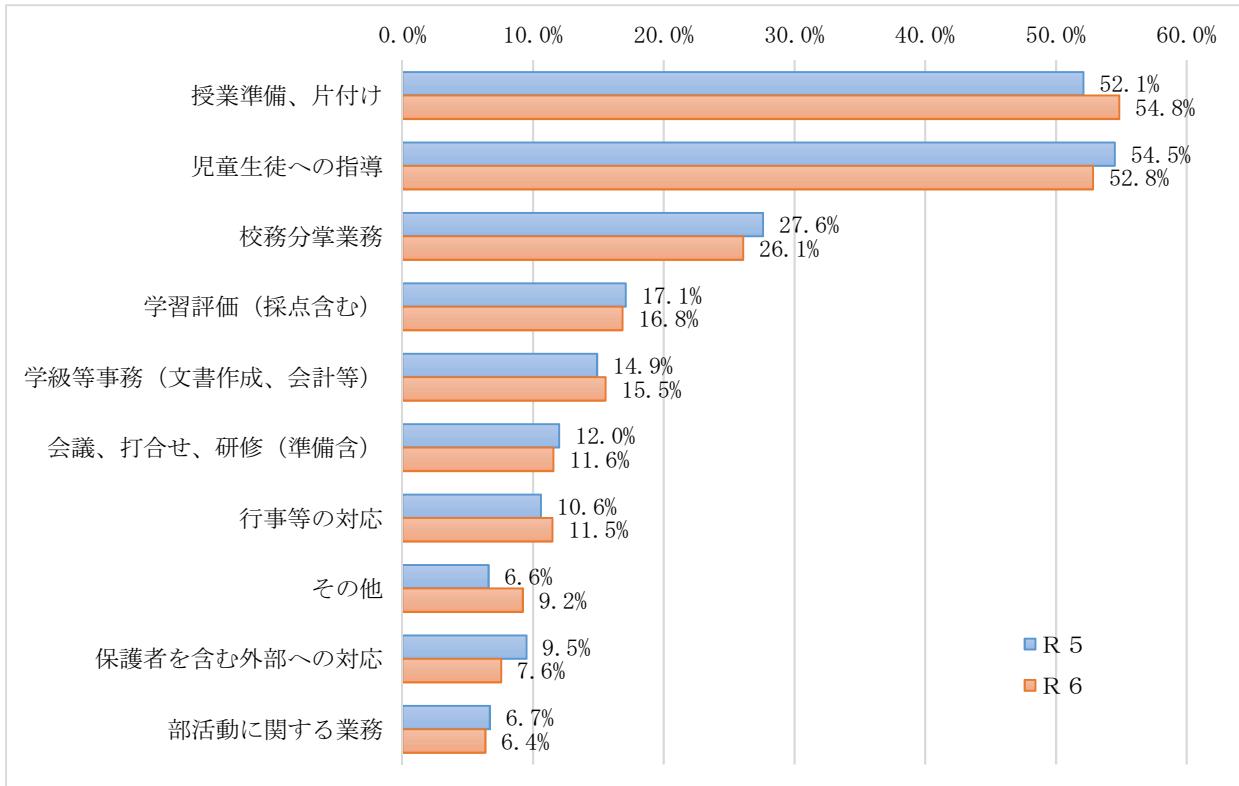
(3) 休憩ができなかった理由（複数回答可）

理 由	全校種割合		校種別校種別（上位 5 位）			
	R 5	R 6	小学校	中学校	高等 学校	特別支 援学校
授業準備、片付け	②52.1%	①54.8%	①60.9%	②51.2%	①58.4%	②47.4%
児童生徒への指導	①54.5%	②52.8%	②57.6%	①47.3%	②41.0%	①58.7%
校務分掌業務	③27.6%	③26.1%	④26.5%	③34.0%	③28.2%	④15.8%
学習評価（採点含）	④17.1%	④16.8%	③30.5%	④16.7%		
学級等事務（文書作成、会計等）	⑤14.9%	⑤15.5%		⑤16.3%		③18.7%
会議、打合せ、研修（準備含）	⑥12.0%	⑥11.6%	⑤16.0%		⑤10.5%	
行事等の対応	⑦10.6%	⑦11.5%				
その他	⑩ 6.6%	⑧ 9.2%				⑤ 9.8%
保護者を含む外部への対応	⑧ 9.5%	⑨ 7.6%				
部活動に関する業務	⑨ 6.7%	⑩ 6.4%			④17.7%	

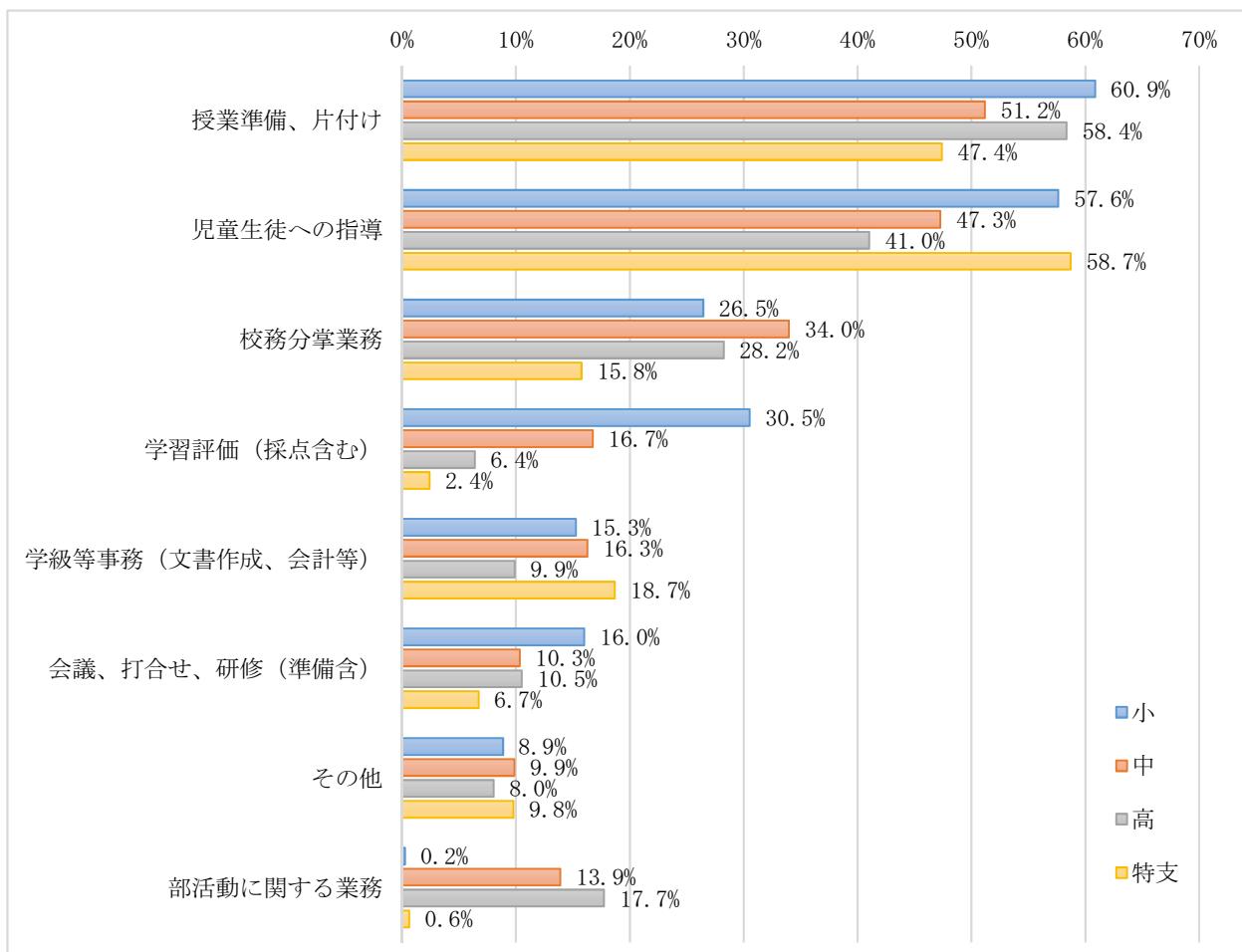
(注) 「丸数字」は、全校種又は当該校種での順位

- 休憩ができなかった理由については、半数以上の教職員が「授業準備、片付け」「児童生徒への指導」をあげている。
- 児童生徒への指導の割合が高い、小学校・特別支援学校については、児童生徒が学校にいる間は休憩を取りにくい状況が見られる。

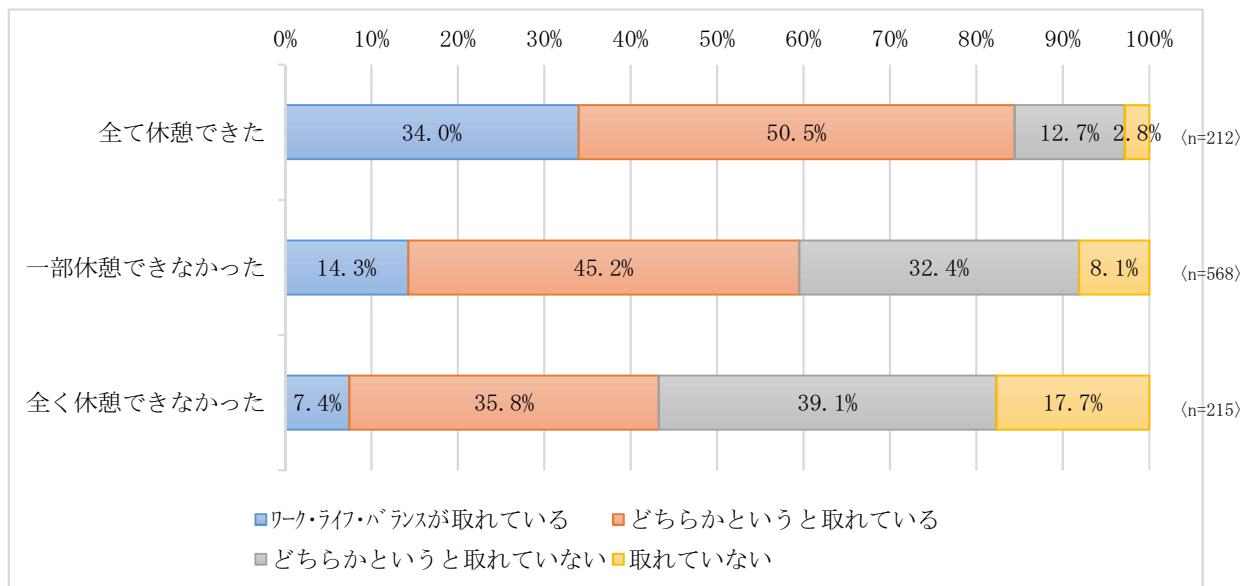
① 全校種における休憩できなかった理由



② 校種別休憩できなかった理由（校種別上位5位）



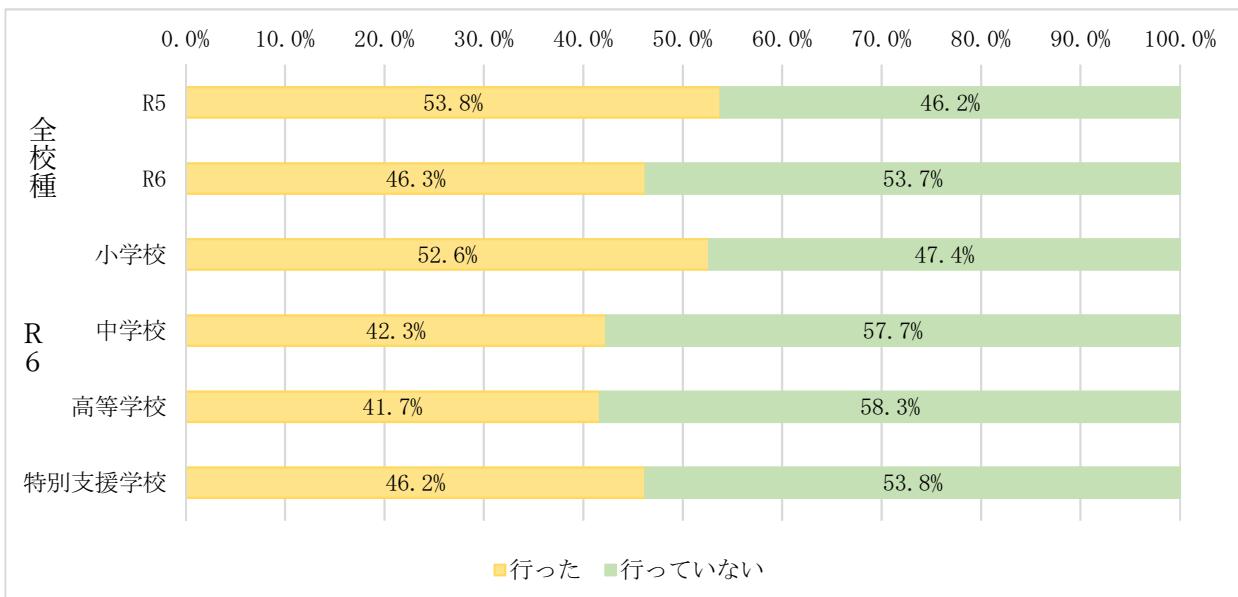
(4) 休憩時間の取得状況とワーク・ライフ・バランスとの関係



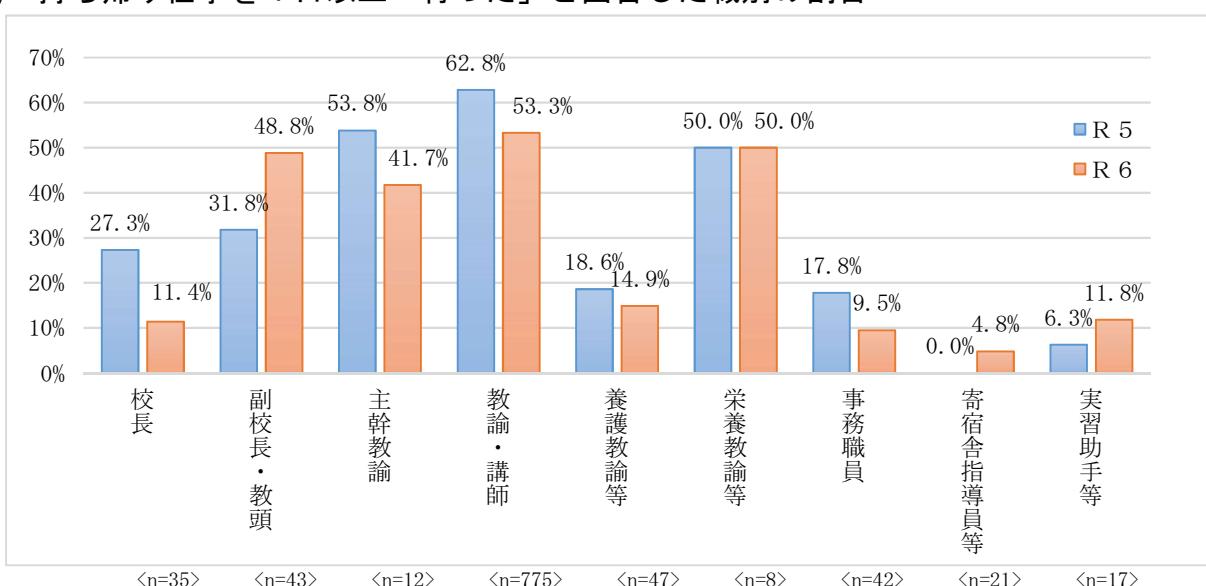
5 持ち帰り仕事の状況について

(1) 全校種、校種別の持ち帰り仕事の有無

7日間における 1日以上の持ち帰り 仕事の実施状況	全校種		校種別			R 5 全校種 割合
	人数	割合	小学校	中学校	高等学校	
行った	465	46.3%	52.6%	42.3%	41.7%	46.2%
行っていない	540	53.7%	47.4%	57.7%	58.3%	53.8%
計	1,005	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

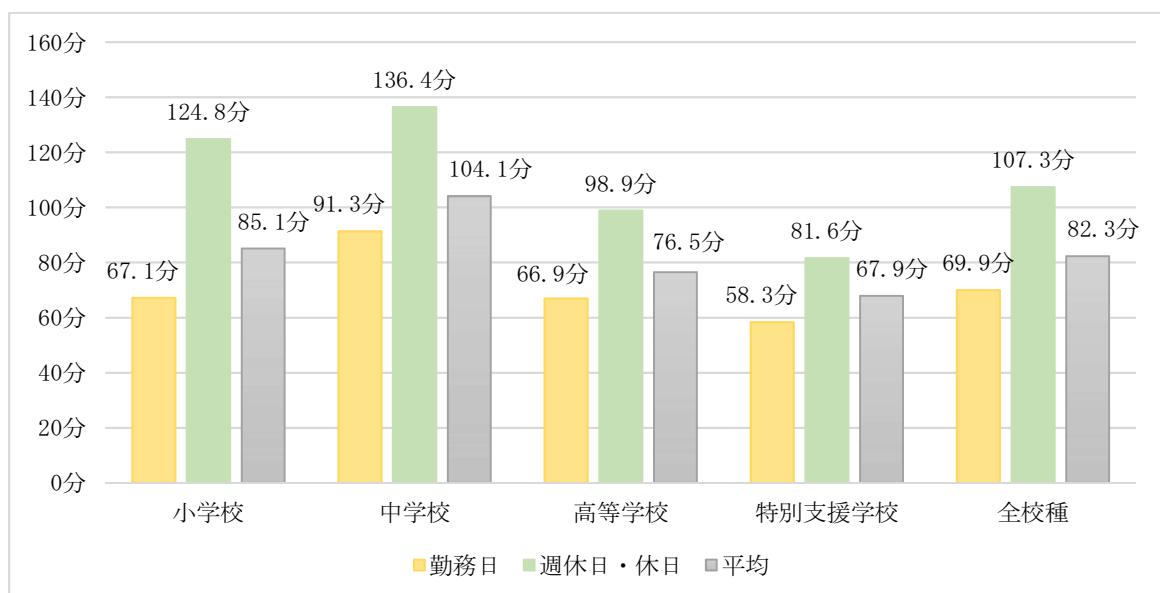
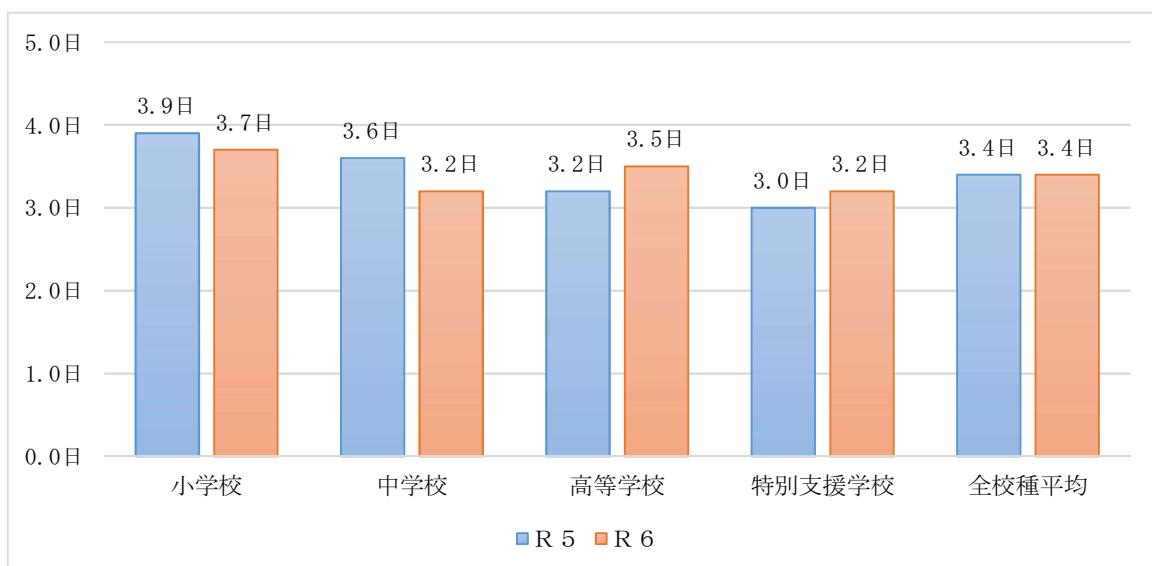


(2) 持ち帰り仕事を1日以上「行った」と回答した職別の割合

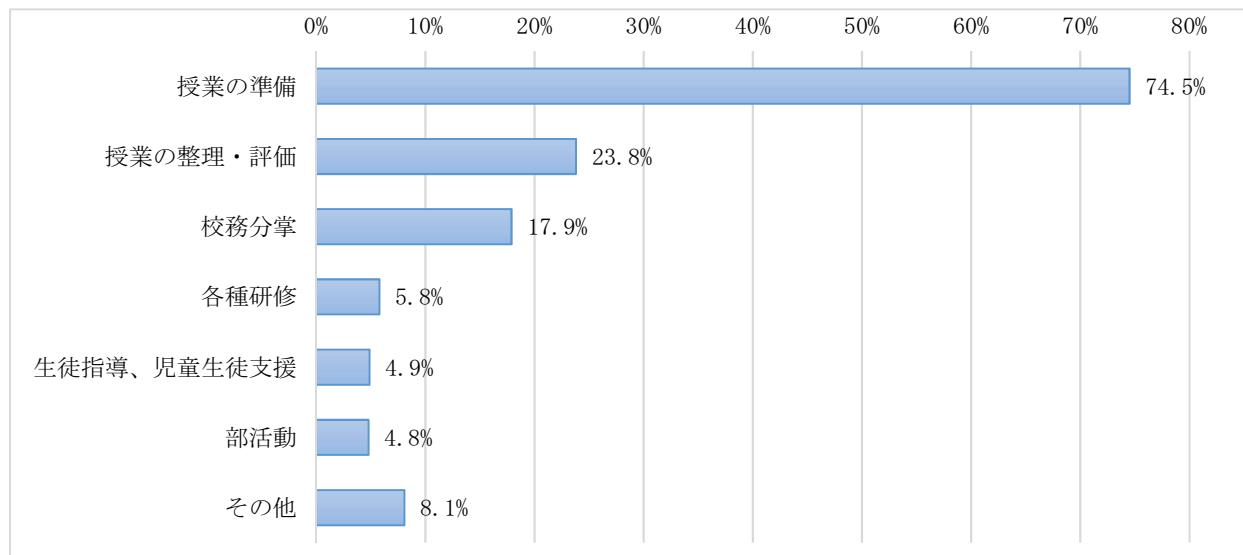


(3) 持ち帰り仕事を行った日数と時間

校種	実施平均日数	1回あたりの平均実施時間	
		勤務日	週休日・休日
小学校	3.7日	85.1分	67.1分
中学校	3.2日	104.1分	91.3分
高等学校	3.5日	76.5分	66.9分
特別支援学校	3.2日	67.9分	58.3分
全校種	3.4日	82.3分	69.9分

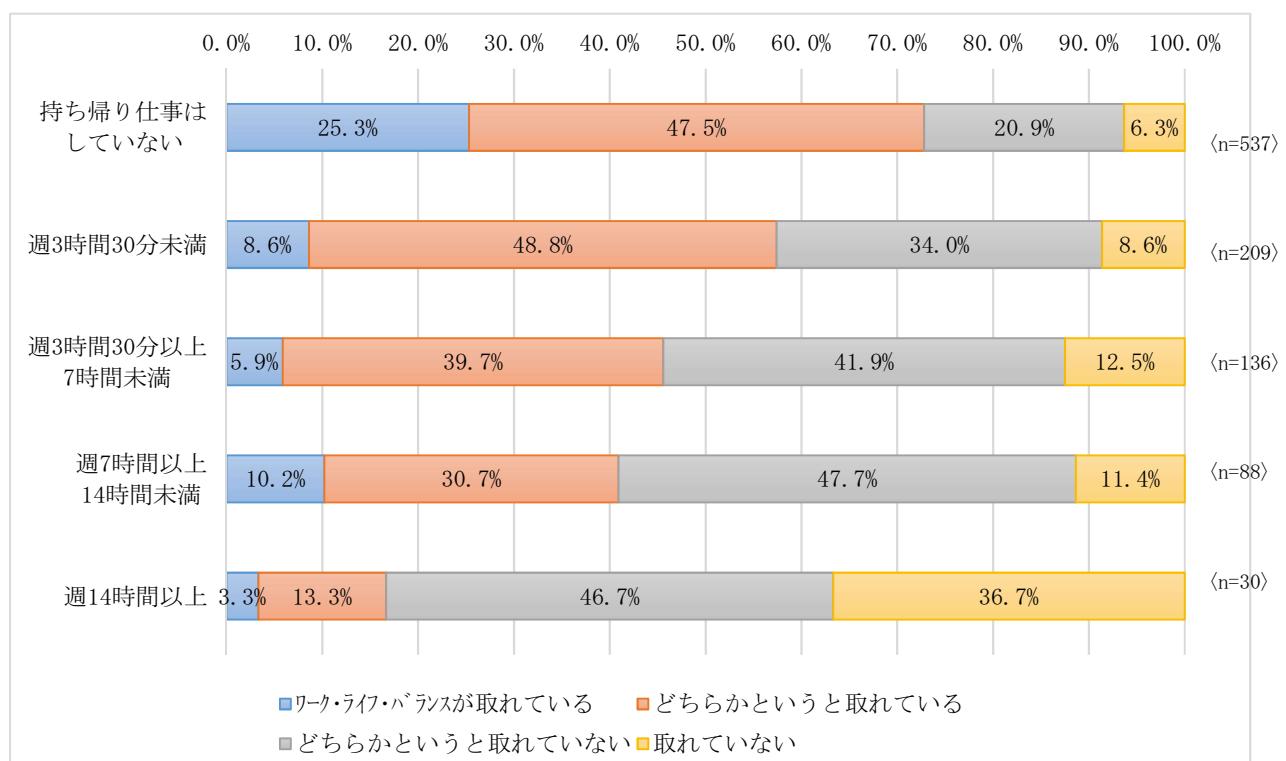


(4) 持ち帰り仕事の内容（全校種）

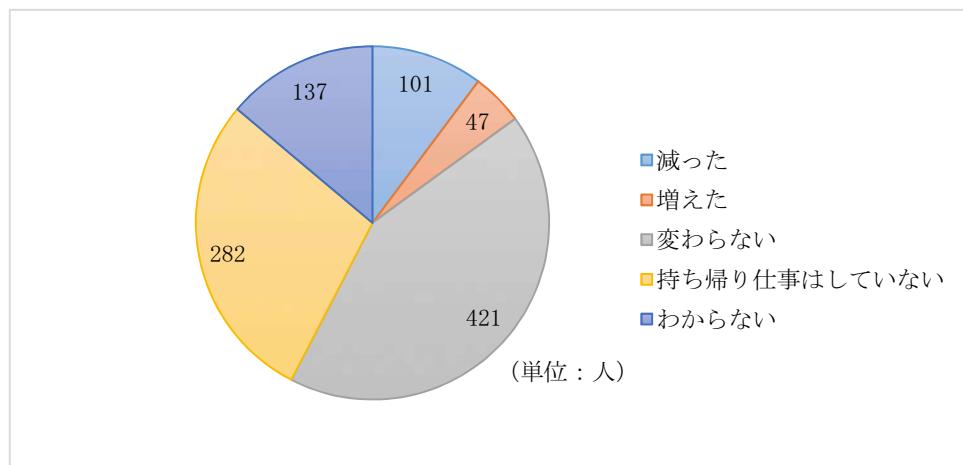


- 持ち帰り仕事をした理由（複数回答）については、約8割が「勤務時間内には業務が終わらないため」をあげている。
- 校種別でみると、小学校・特別支援学校では「放課後は会議や研修があるため」、中学校・高等学校では「放課後は部活動指導があるため」をあげた教職員が3割いた。
- 「育児・介護等家庭の事情で勤務時間外に業務ができないため」「教材研究等はじっくりしたいため」を理由とした教職員はそれぞれ全校種で約2割であった。

(5) 持ち帰り仕事とワーク・ライフ・バランスとの関係



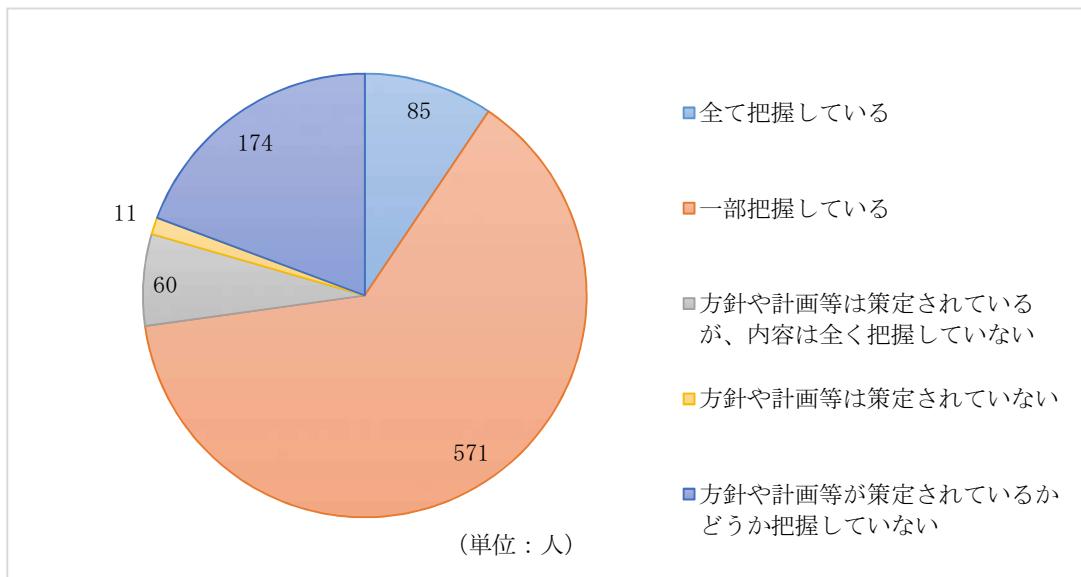
(6) 時間外勤務削減の取組が推進されることによる持ち帰り仕事の状況の変化



- 時間外勤務削減の取組を進めることにより、持ち帰りが増えたと回答したのは 4.8%

6 学校での働き方改革の取組状況について

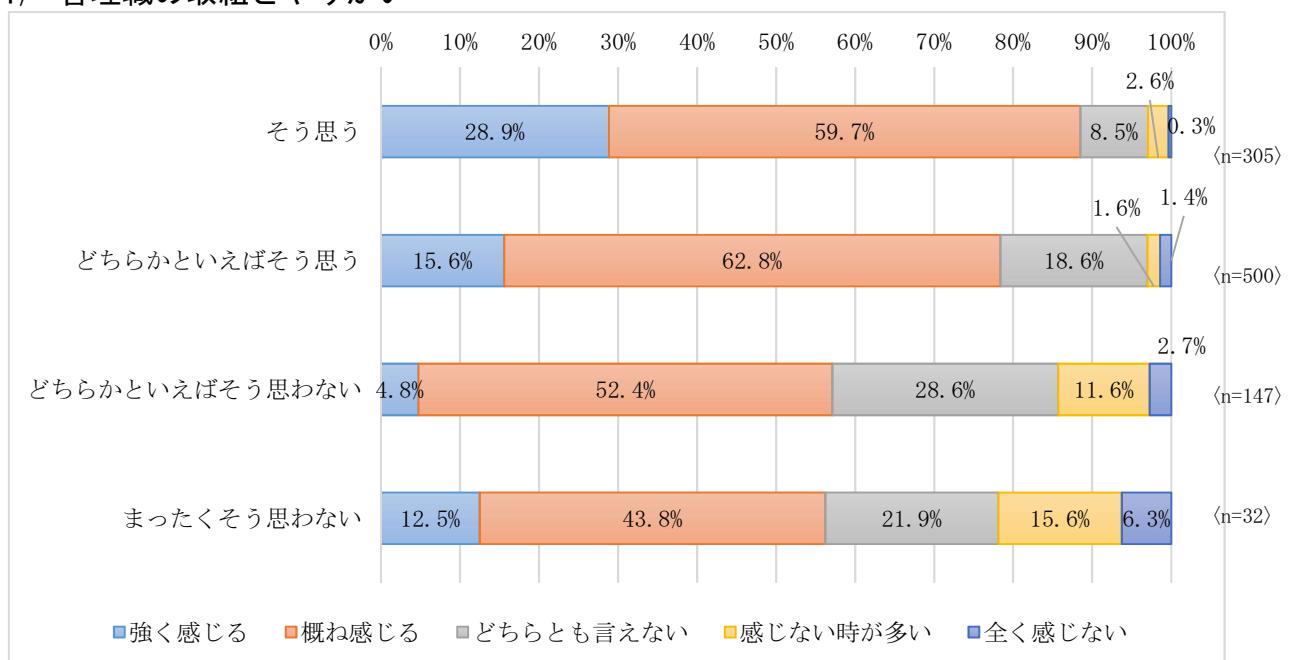
(1) 学校における計画等の内容の把握状況【校長、副校長・教頭を除く】



- 「所属する学校における時間外勤務の縮減や業務改善方針及び計画等の内容を把握しているか」という項目について、校長、教頭・副校長を除く約25%の教職員が、学校での取組について把握していない状況にある。

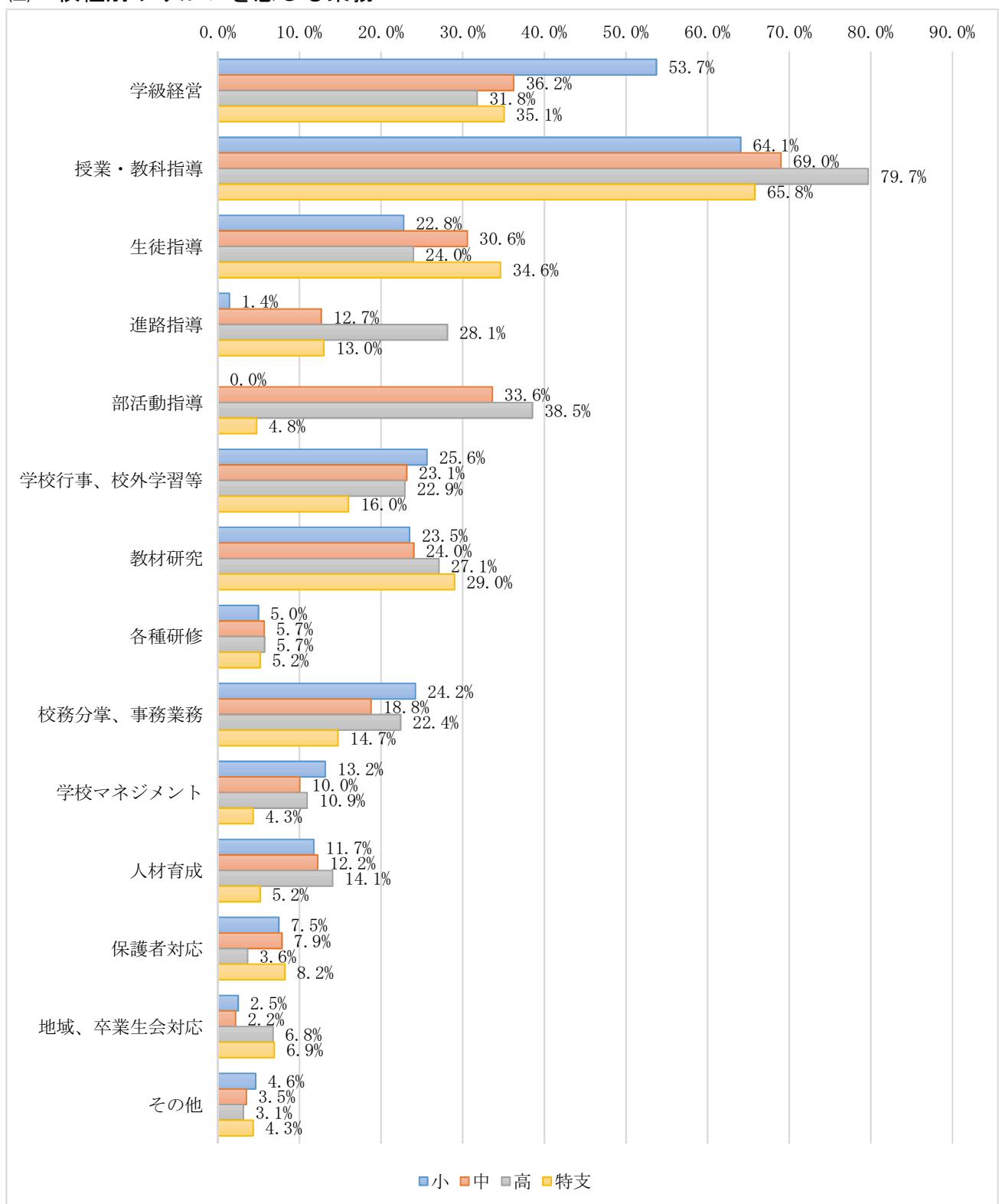
7 教職員の仕事のやりがい

(1) 管理職の取組とやりがい



- 「学校の管理職は、リーダーシップを発揮して業務改善に取り組むなど、働き方改革を進め、教職員の勤務環境を整えていると思うか」という項目について、「そう思う」と回答している教職員の方がやりがいを感じている割合が高くなる傾向にある。

(2) 校種別やりがいを感じる業務

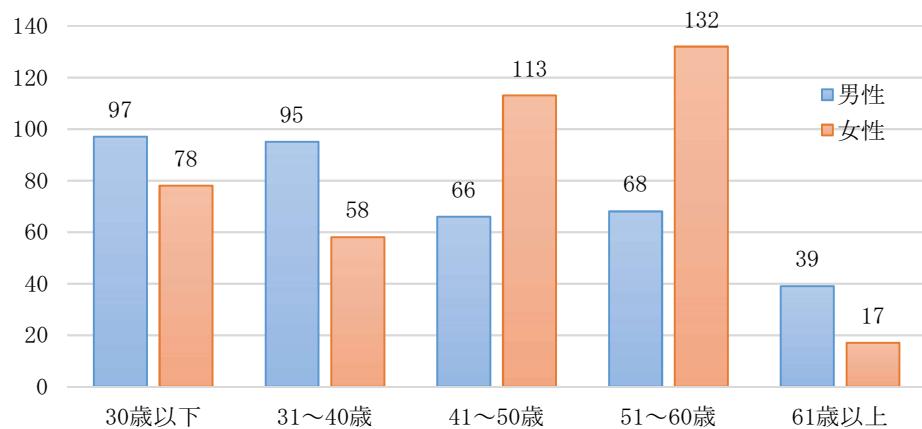


教職員の休憩時間及び持ち帰り仕事等の実態調査 補足資料

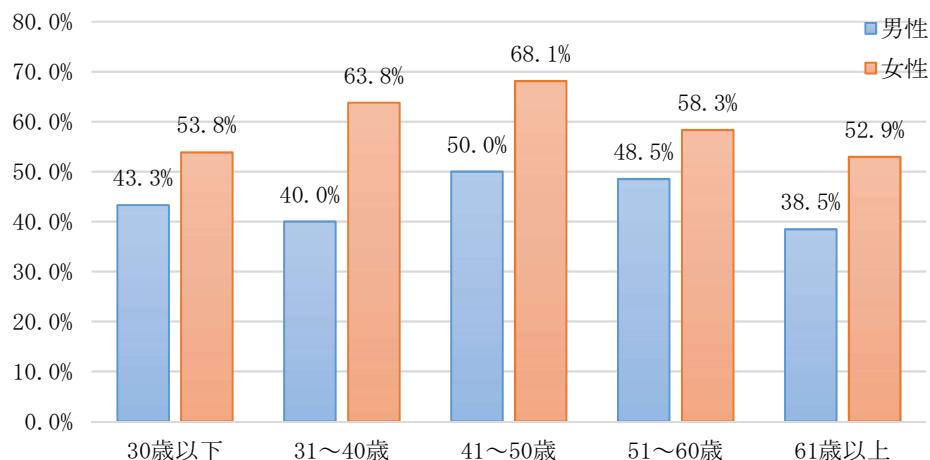
1 持ち帰り仕事の傾向	1
2 ワーク・ライフ・バランスに係る傾向	9
3 担任の有無による傾向	11
4 性別による傾向	13
5 学校における時間外勤務縮減などの取組	15

1 持ち帰り仕事の傾向

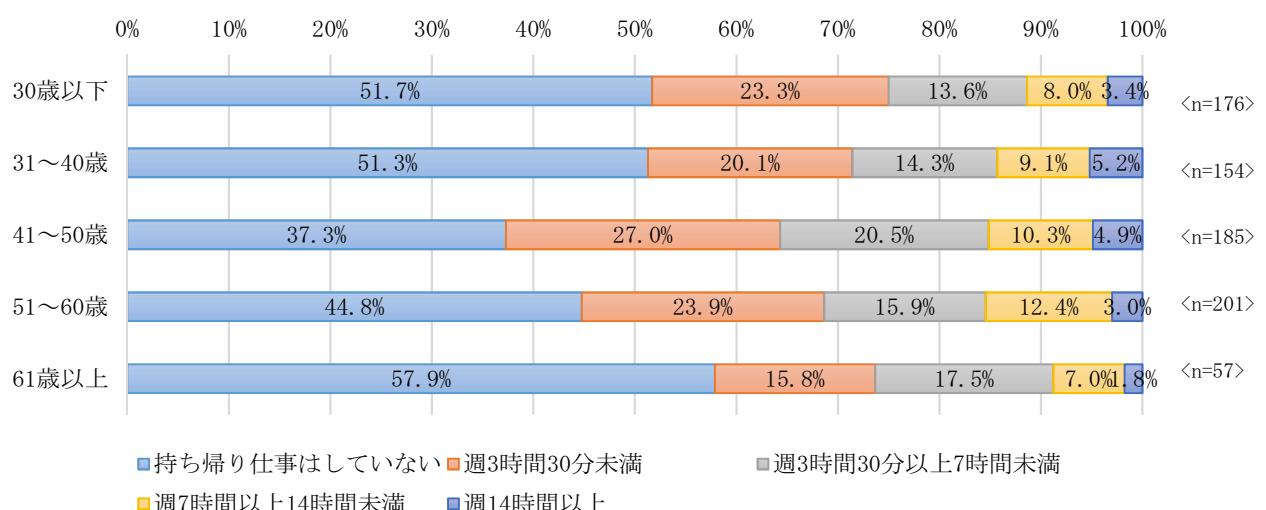
① [調査対象] 年齢別男女別人数【教諭・講師】



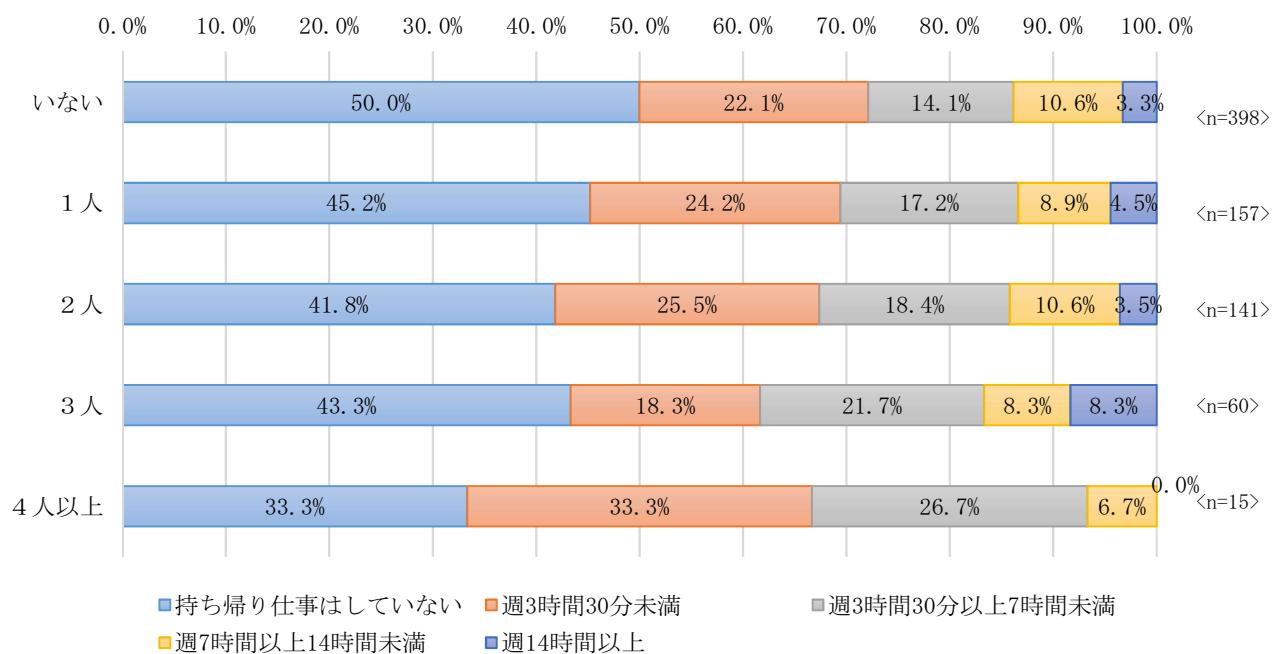
② 年代別男女別持ち帰り仕事を行った割合【教諭・講師】



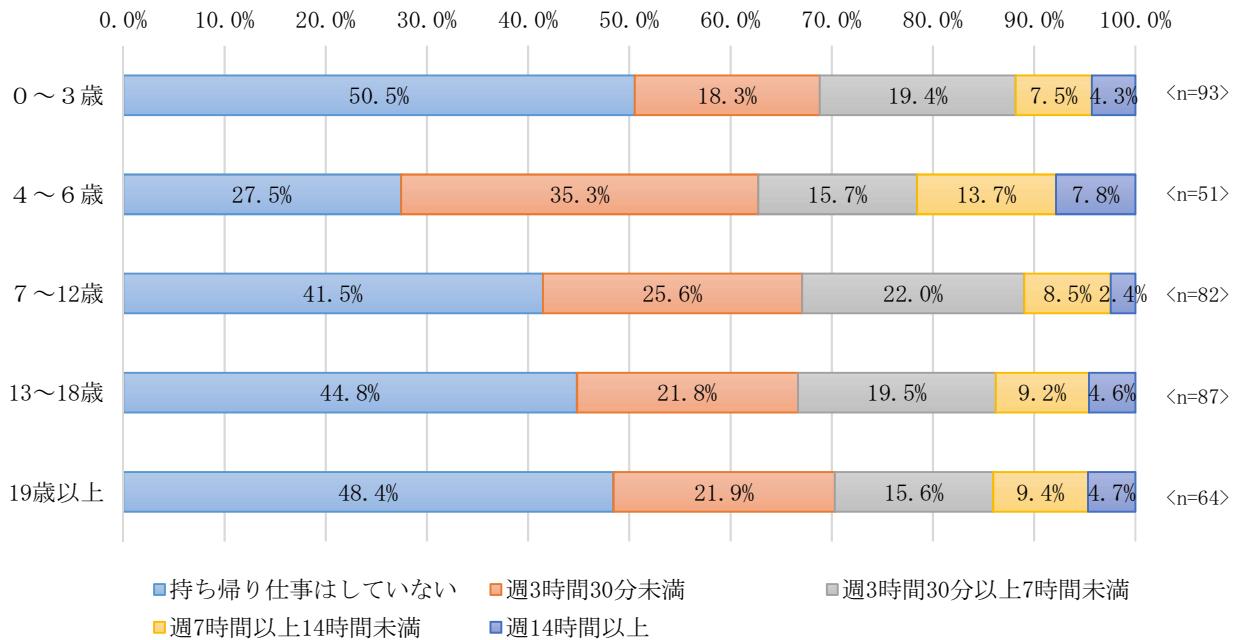
③ 年代別持ち帰り仕事の状況【教諭・講師】



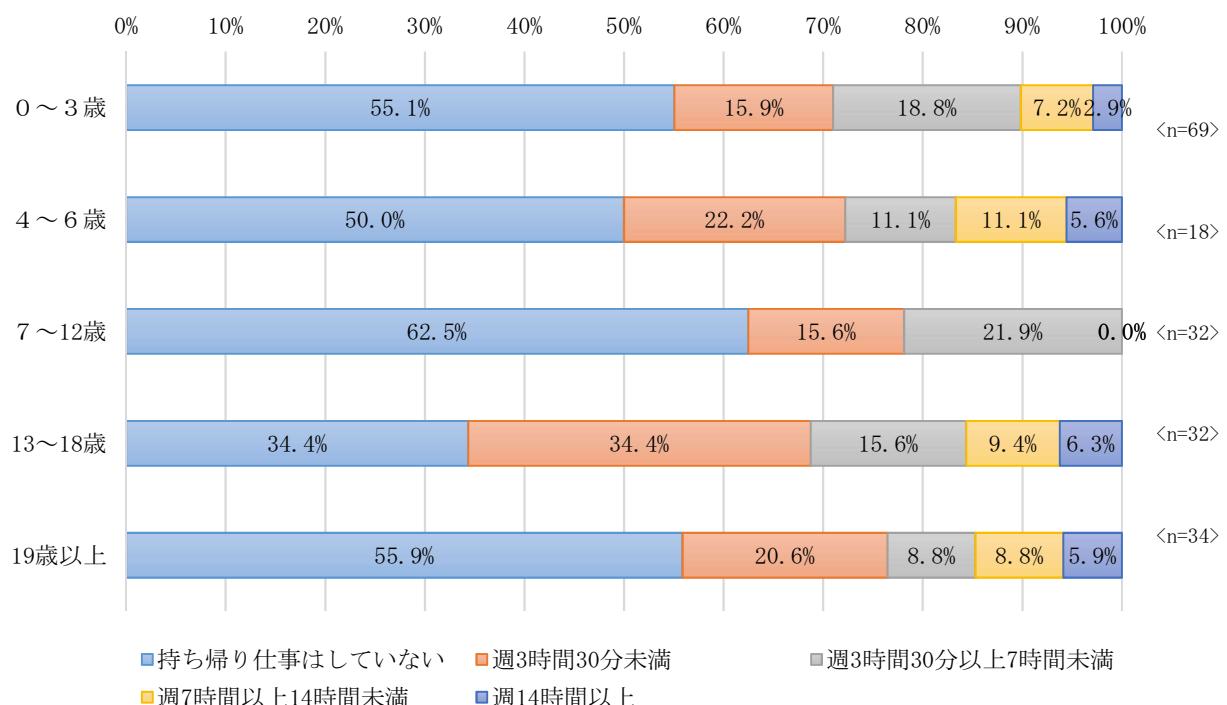
④ 子の人数別持ち帰り仕事の状況【教諭・講師】



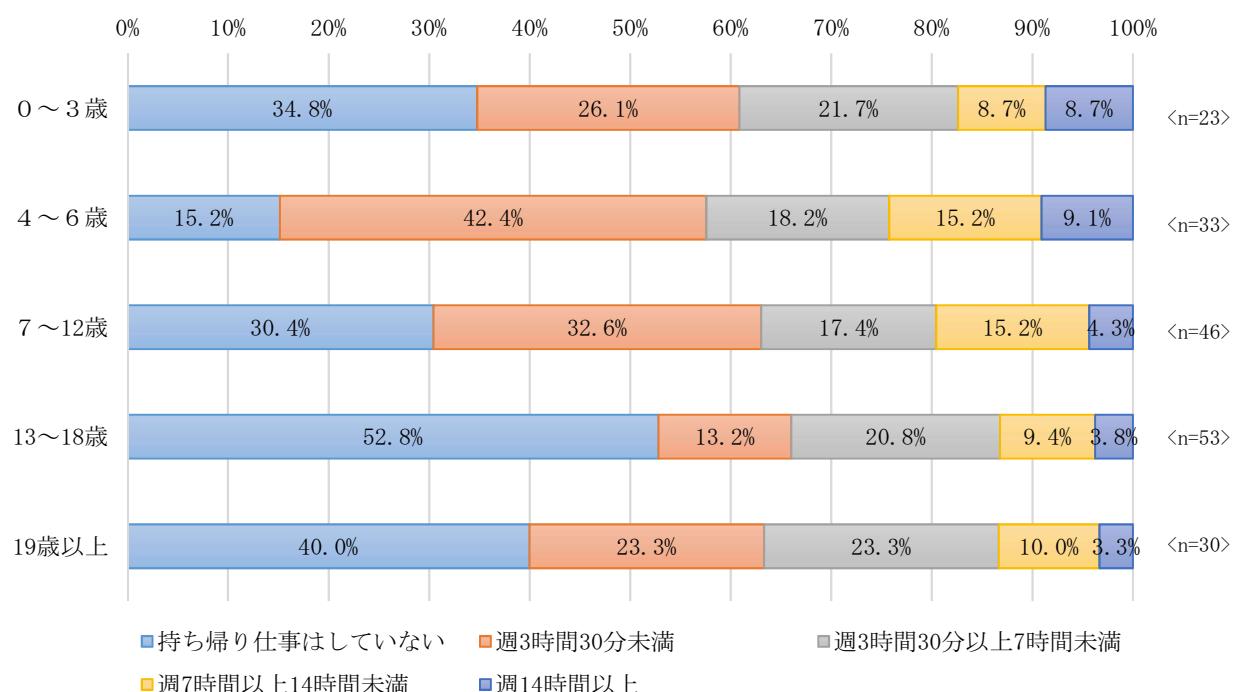
⑤ 下の子の年齢別持ち帰り仕事の状況【教諭・講師】



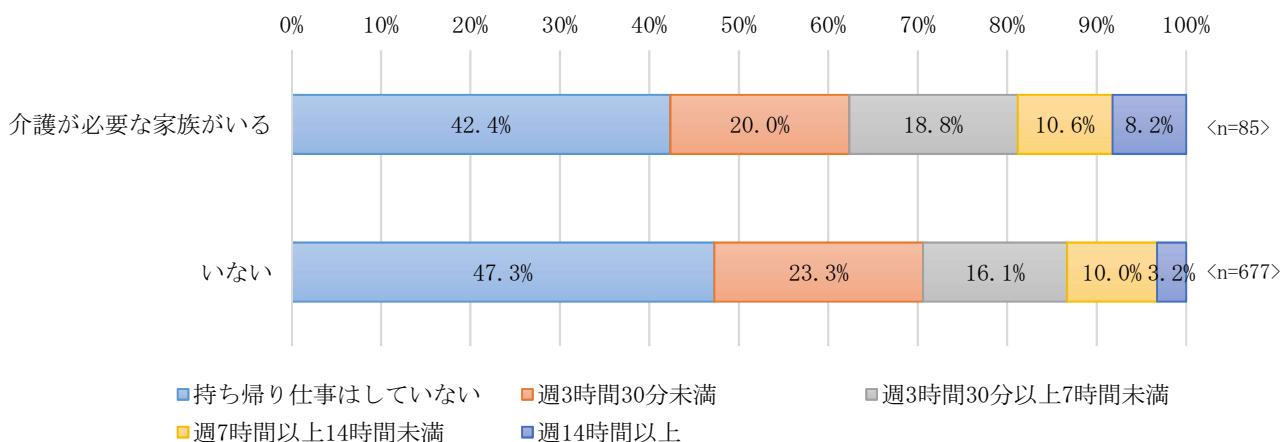
・ 男性【教諭・講師】



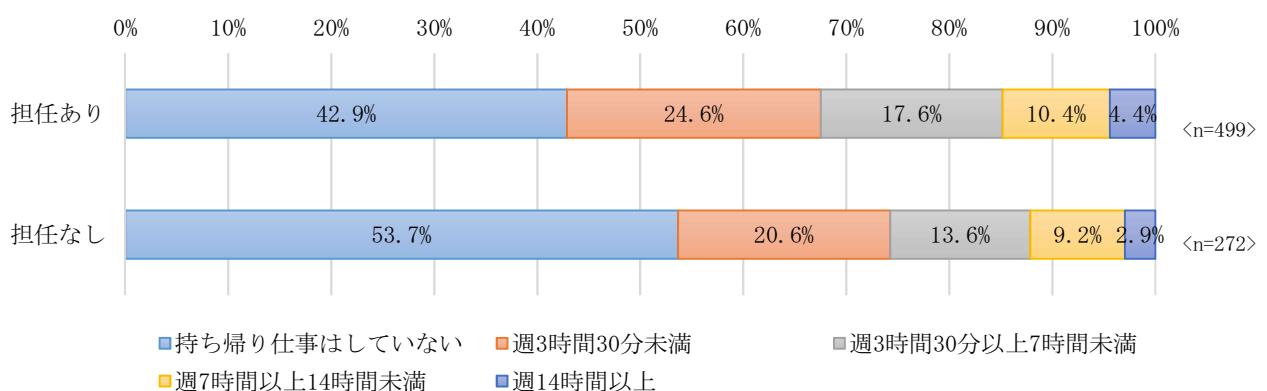
・ 女性【教諭・講師】



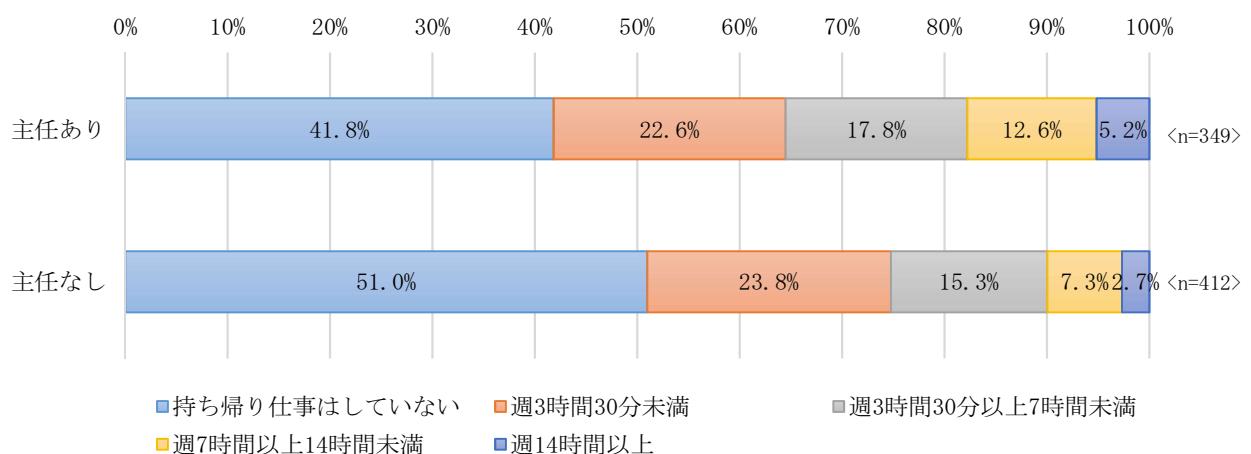
⑥ 介護の有無別持ち帰り仕事の状況【教諭・講師】



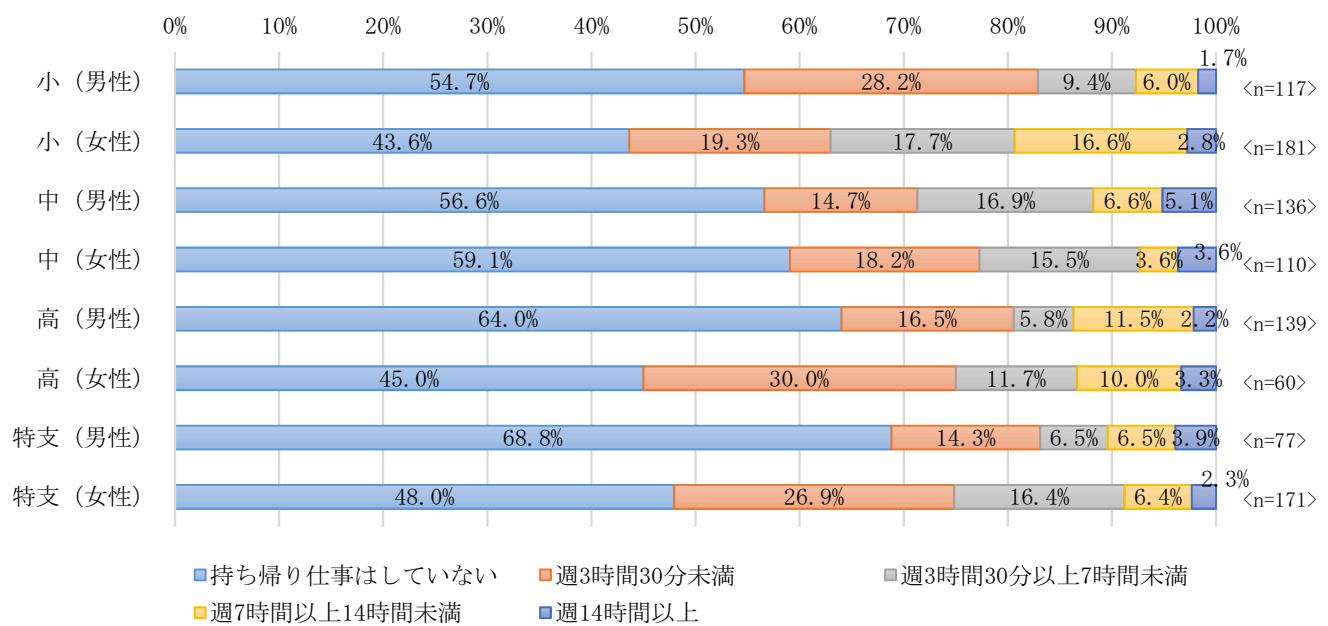
⑦ 学級担任の有無別持ち帰り仕事の状況【教諭・講師】



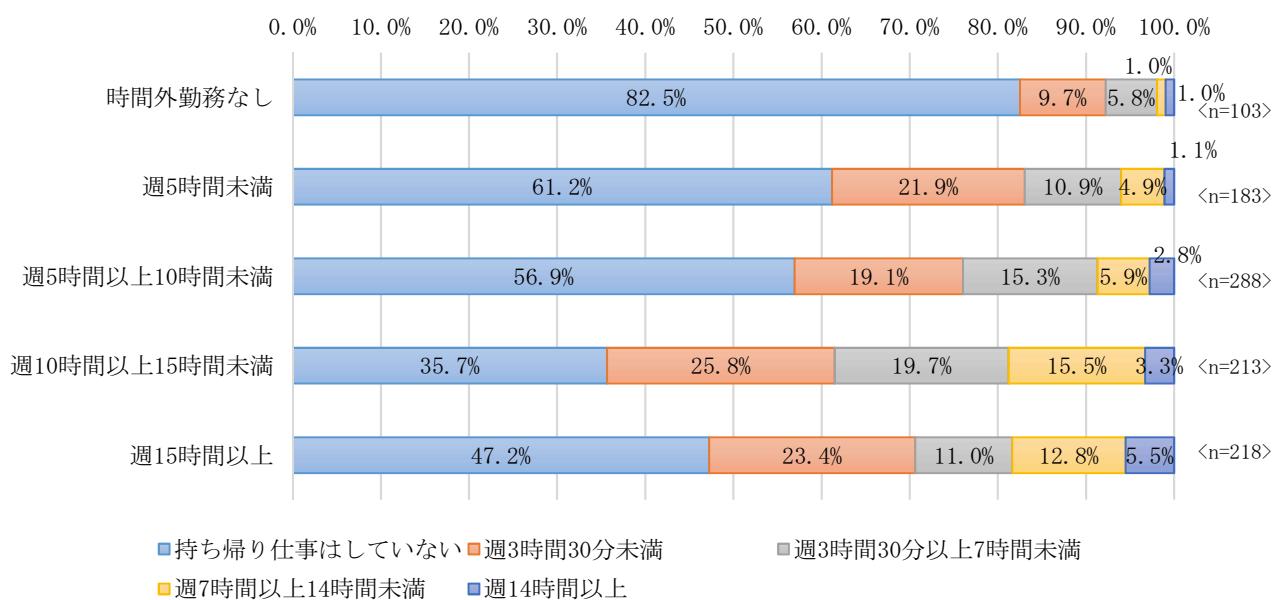
⑧ 主任の有無別持ち帰り仕事の状況【教諭・講師】



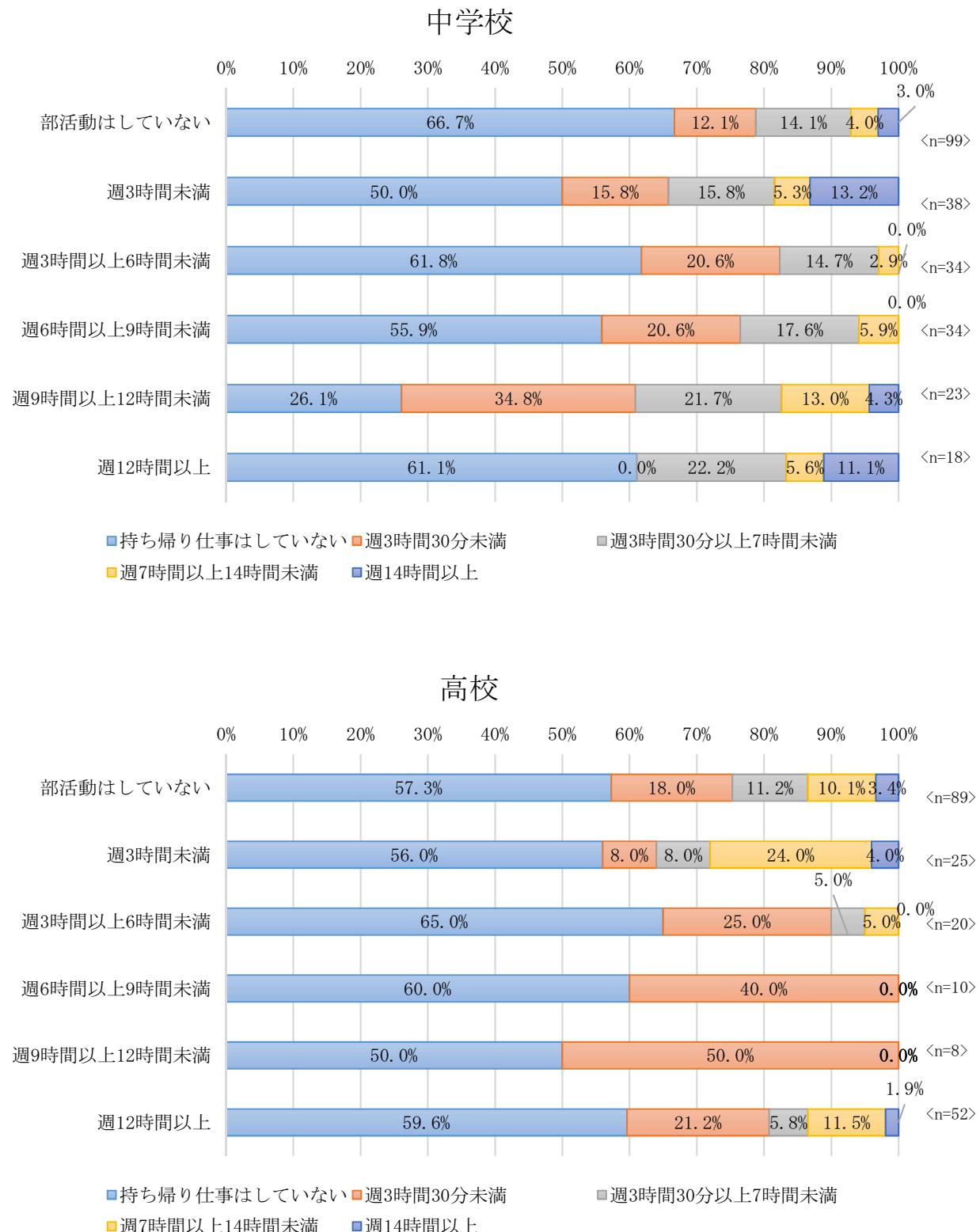
⑨ 校種・男女別持ち帰り仕事の状況



⑩ 時間外勤務時間と持ち帰り仕事の状況

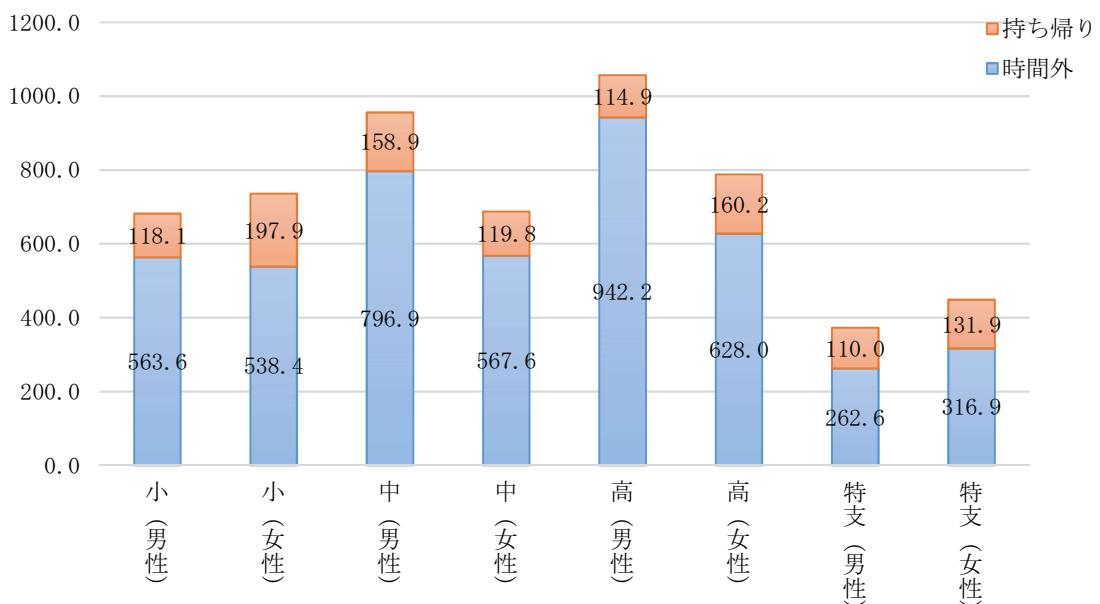


⑪ 部活動と持ち帰り仕事時間の状況

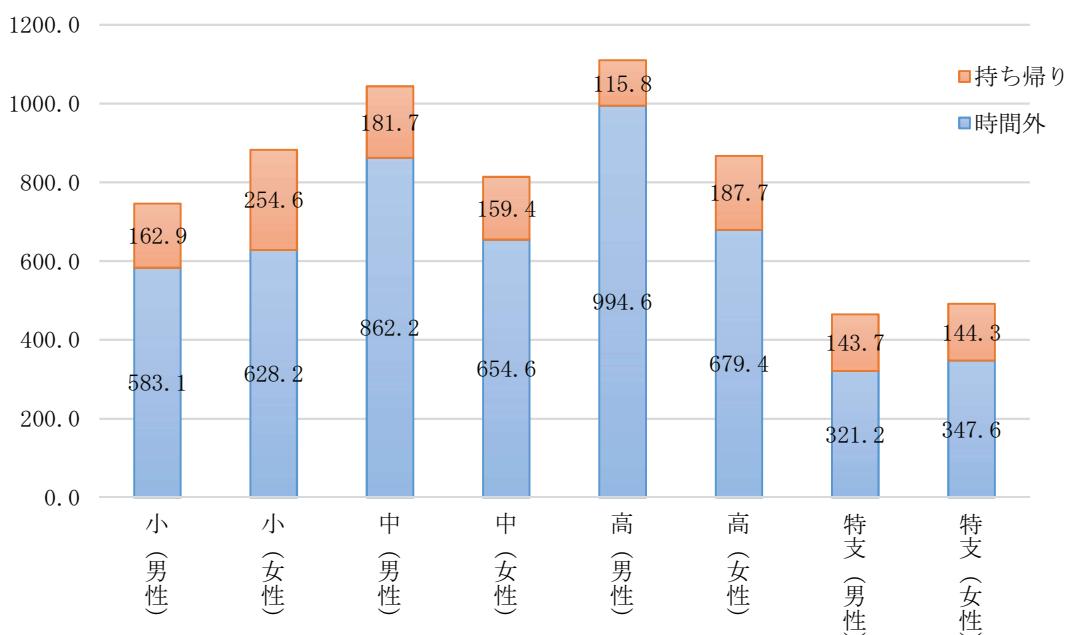


⑫ 校種・男女別時間外勤務時間と持ち帰り仕事時間

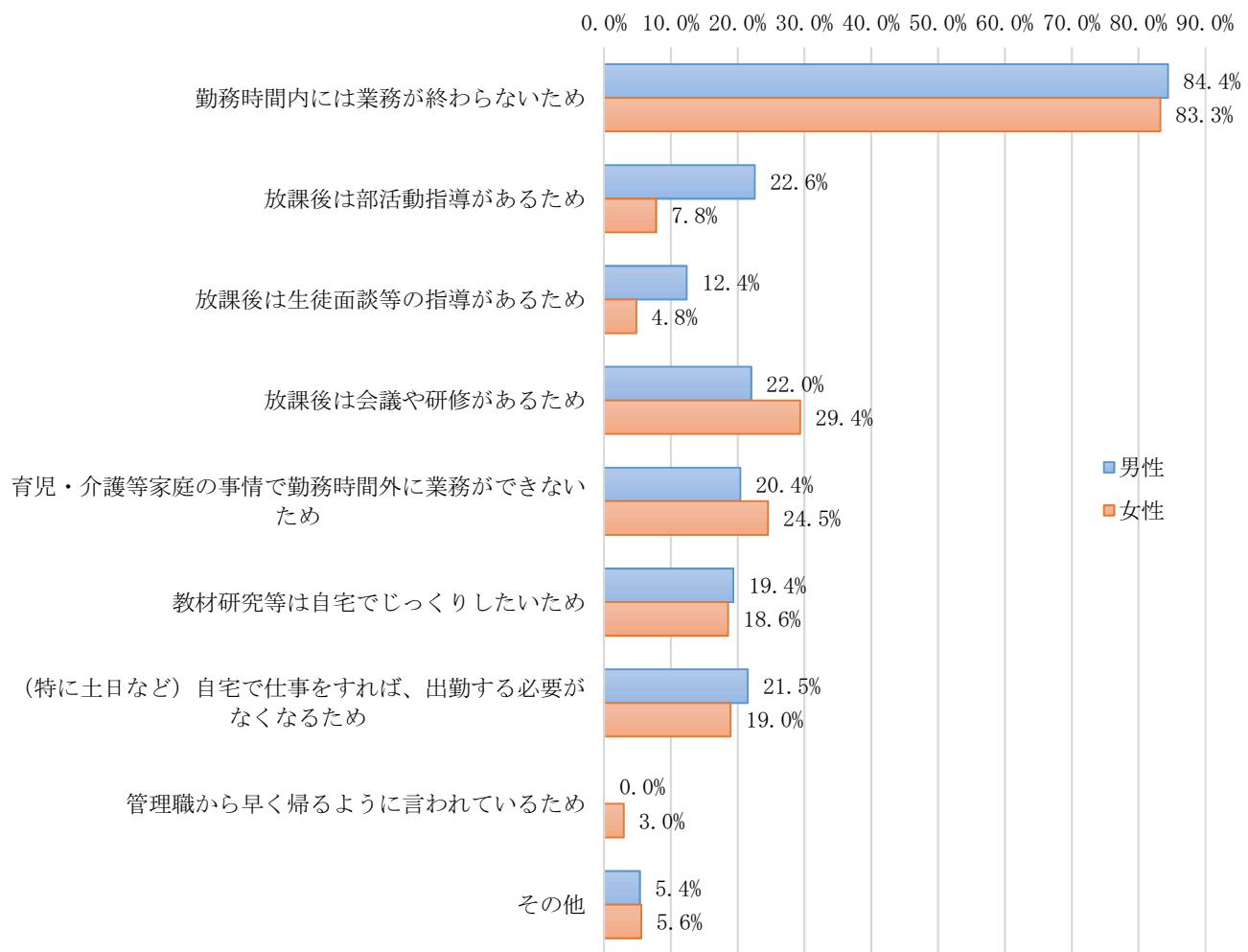
全職種（分／週）



教諭・講師（分／週）



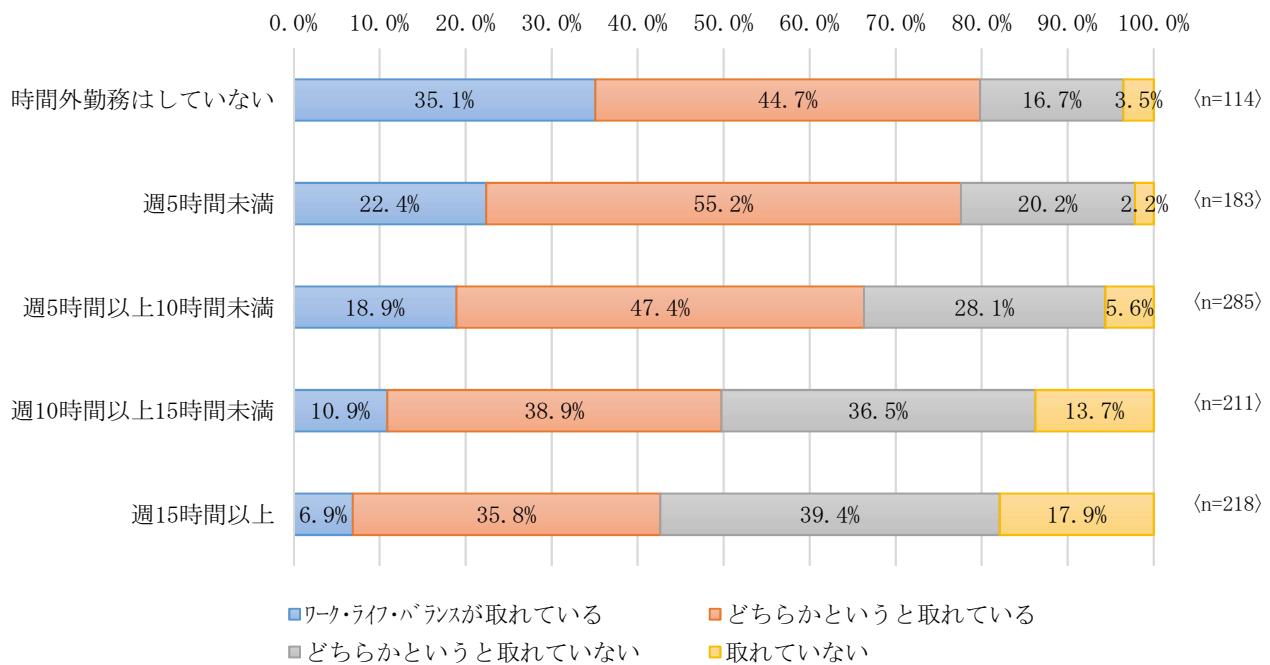
⑬ 男女別持ち帰り仕事を行う理由



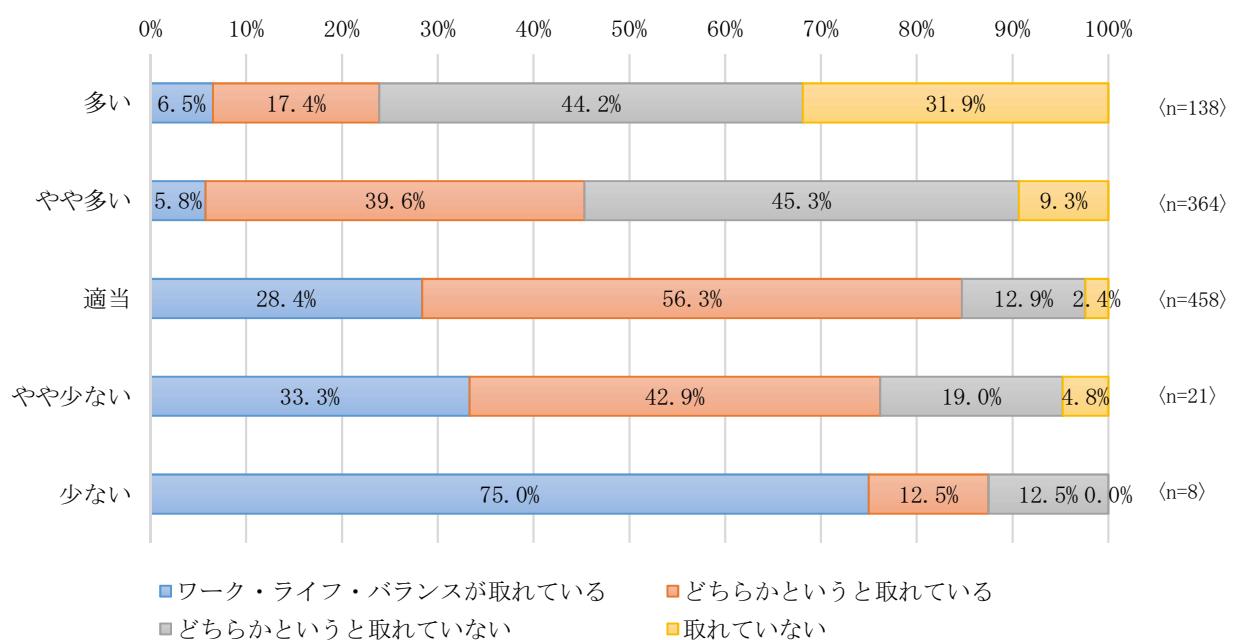
- 持ち帰り仕事を一日でも行った場合に理由を回答（複数回答可・未回答有）
- 8割以上が「勤務時間内に業務が終わらないため」を理由としている。

2 ワーク・ライフ・バランスに係る傾向

① 時間外勤務

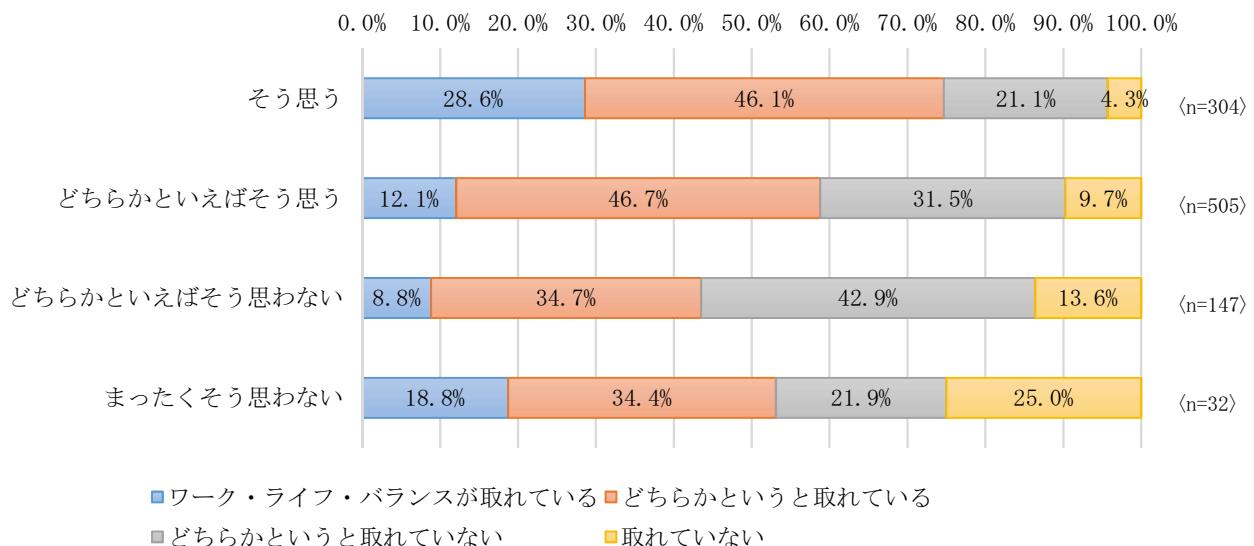


② 仕事量



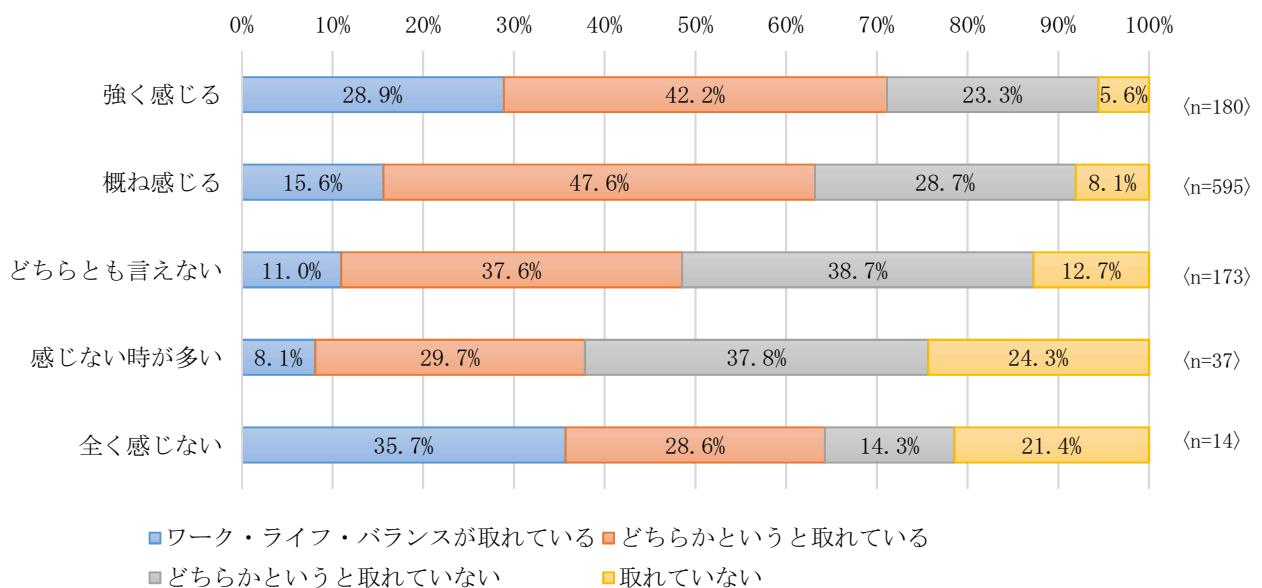
※ 仕事量…「現在、自分が担っている仕事量についてどう思うか」という問い合わせに対して「多い」「やや多い」「適当」「やや少ない」「少ない」で回答

③ 管理職の取組



- 「学校の管理職は、リーダーシップを発揮して業務改善に取り組むなど、働き方改革を進め、教職員の勤務環境を整えていると思うか」という問い合わせに対して「そう思う」「どちらかといえばそう思う」「どちらかといえばそう思わない」「まったくそう思わない」で回答

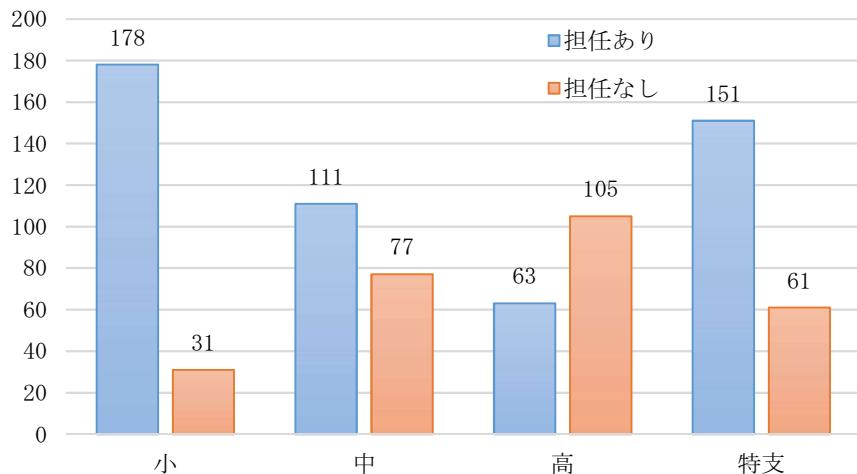
④ やりがい



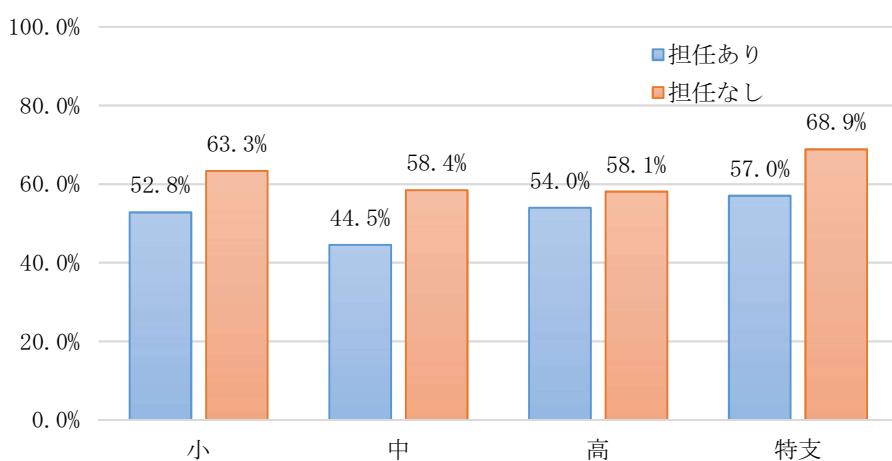
- やりがいを強く感じている職員の方がワーク・ライフ・バランスが取れていると感じている割合が高い。

3 担任の有無による傾向【教諭・講師】

① [調査対象] 校種別人数

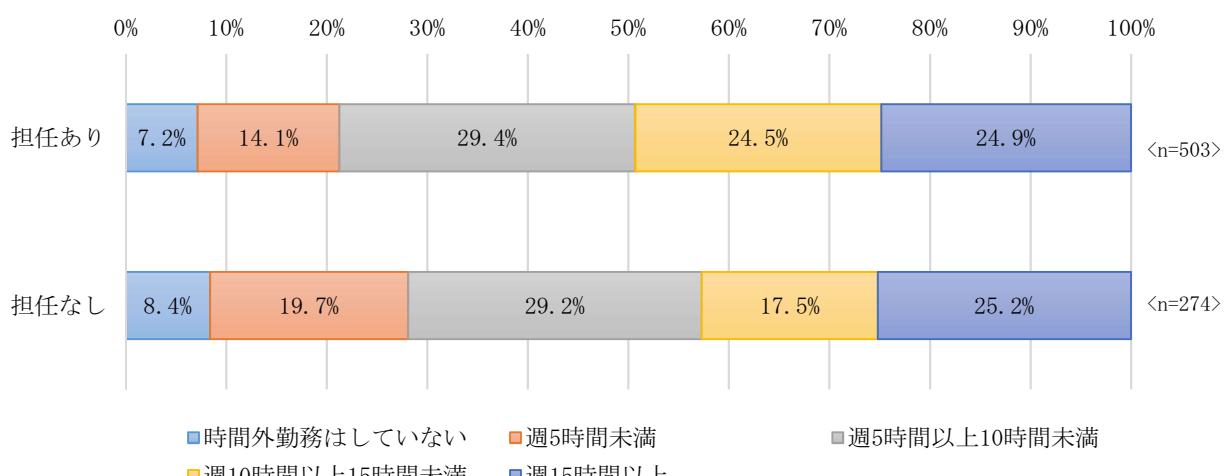


② 校種別ワーク・ライフ・バランスに係る意識（肯定的回答※）

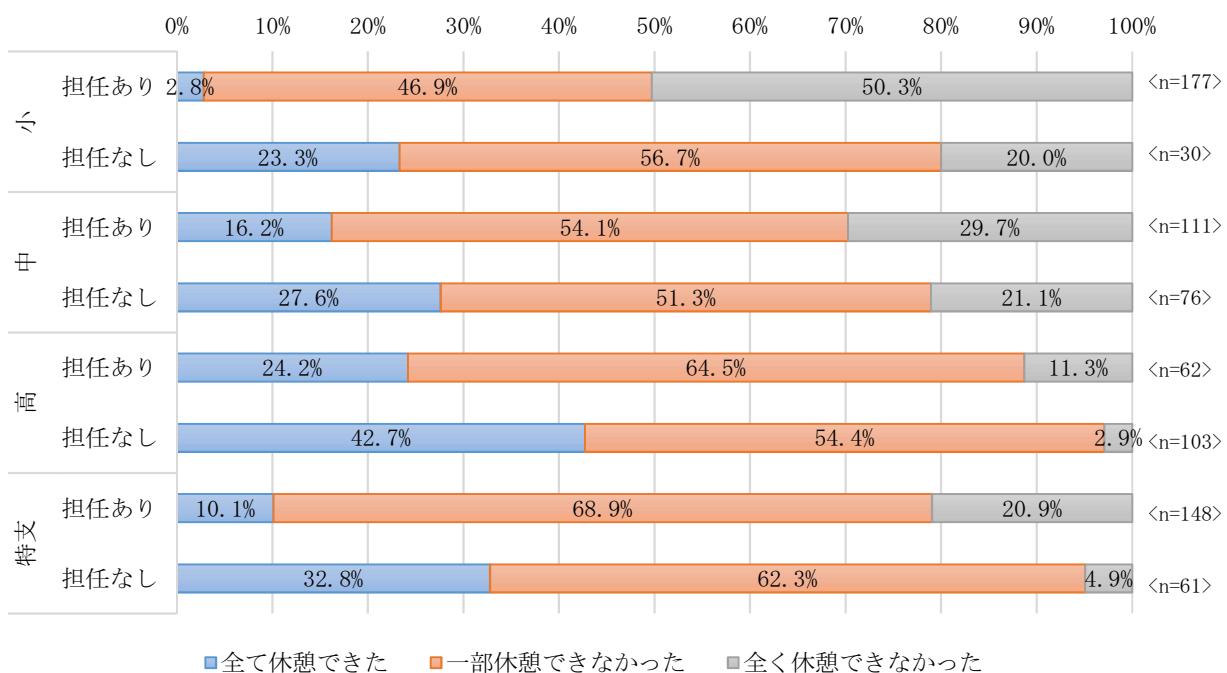


※ ワーク・ライフ・バランスが「取れている」又は「どちらかというと取れている」という回答を合わせた数

③ 時間外勤務の状況

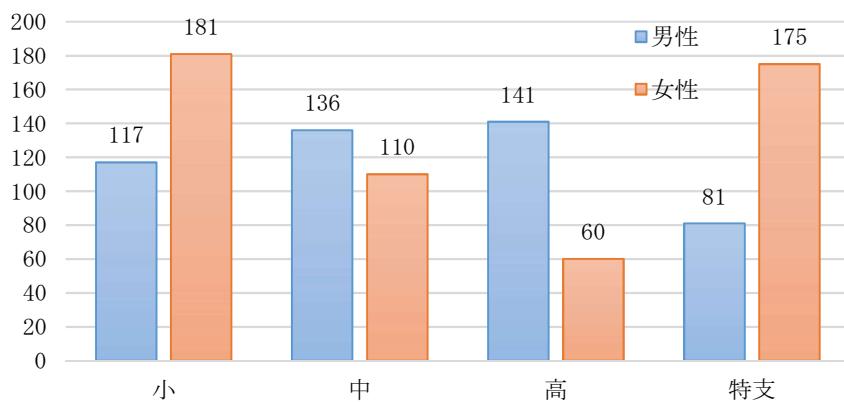


④ 校種別休憩時間の取得状況

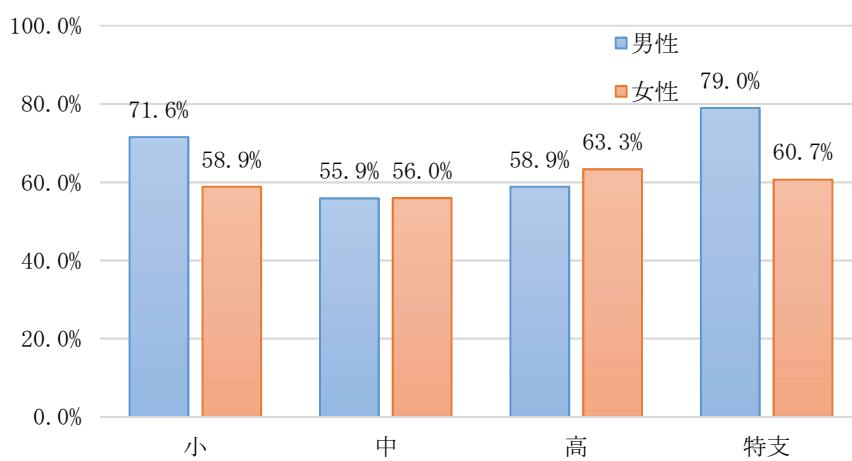


4 性別による傾向

① [調査対象] 校種別人数

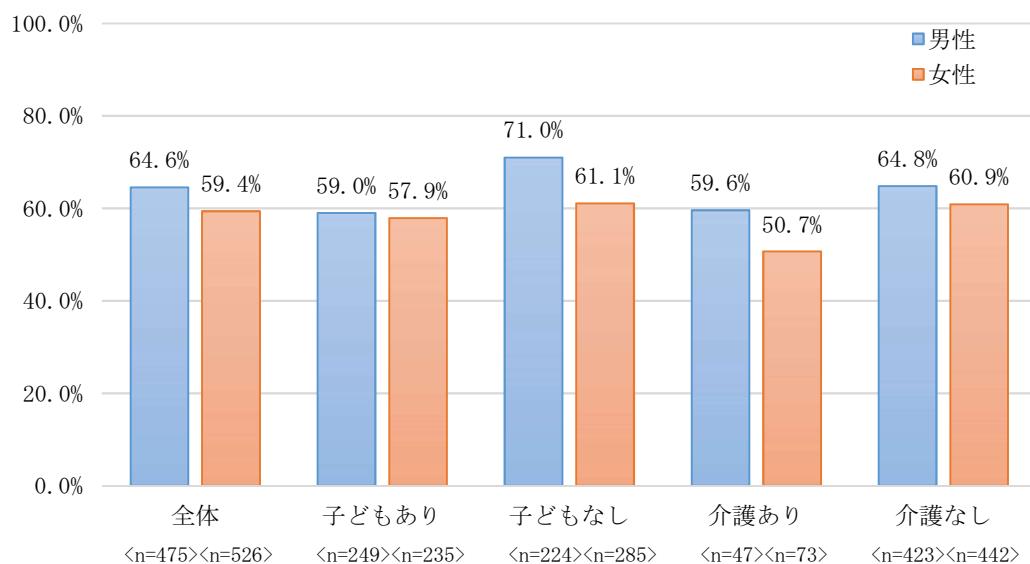


② 校種別ワーク・ライフ・バランスに係る意識（肯定的回答※）

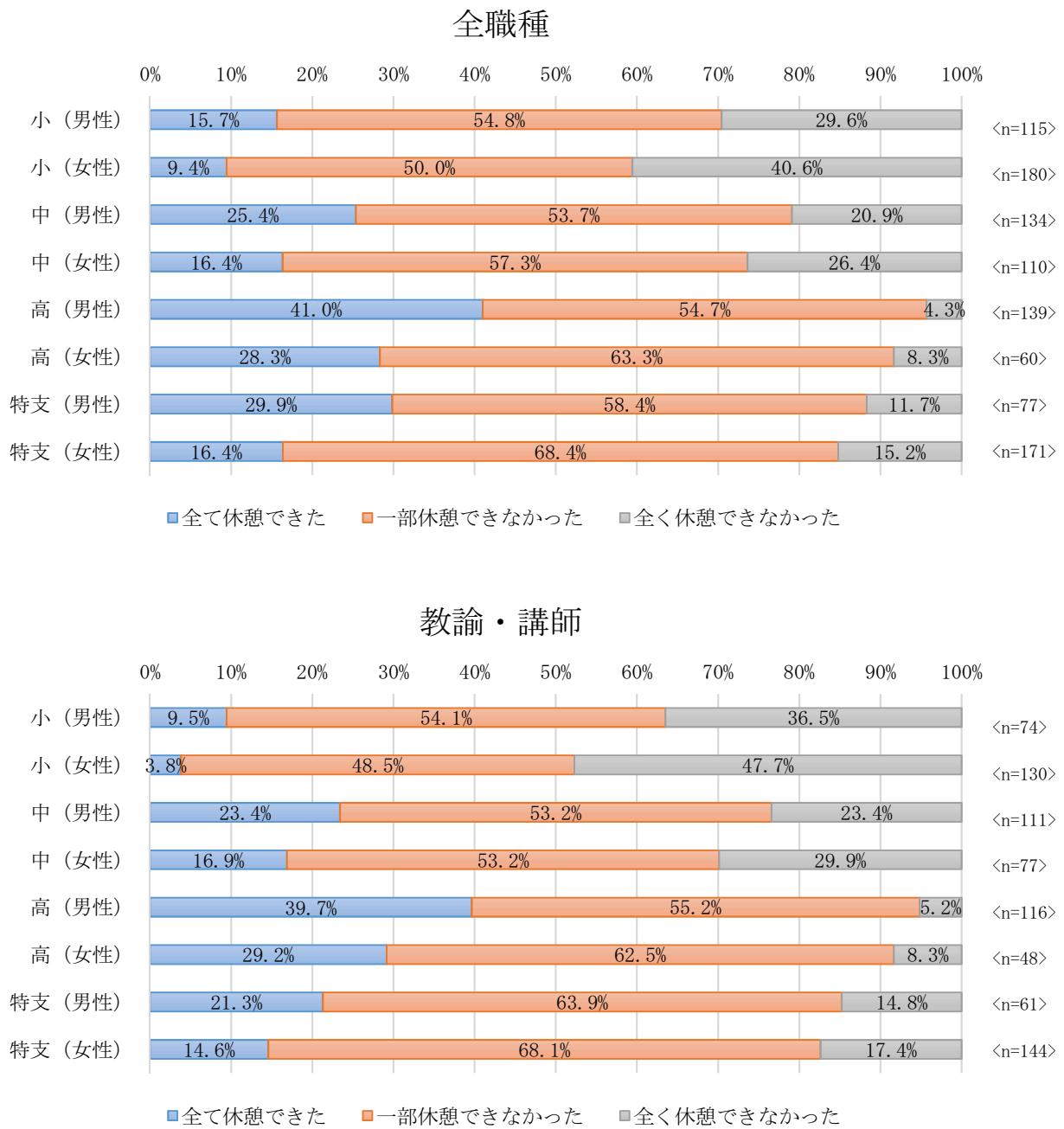


※ ワーク・ライフ・バランスが「取れている」又は「どちらかというと取れている」という回答を合わせた数

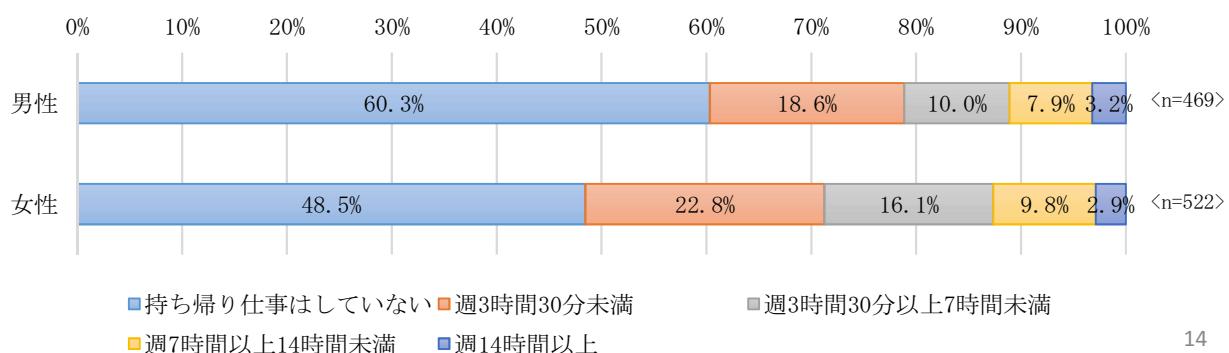
③ 子どもの有無別ワーク・ライフ・バランスに係る意識（肯定的回答※）



④ 校種別・男女別休憩時間の取得状況



⑤ 持ち帰り仕事の状況



5 学校における時間外勤務縮減などの取組

① 学校の業務で、削減、または効率化できる業務の有無について



- 約6割の職員が削減、効率化できる業務があると回答している。

② 削減、効率化できる業務項目

項目	小学校	中学校	高校	特支	全校種
授業、学習指導	8.5%	5.3%	10.4%	1.9%	6.5%
授業準備、片付け	3.0%	1.8%	1.4%	6.9%	3.3%
校務分掌	2.0%	1.2%	1.4%	1.3%	1.5%
試験作成・採点、成績処理	3.5%	6.4%	2.8%	0.6%	3.4%
試験・テスト監督等の対応	0.0%	0.6%	4.2%	0.0%	1.0%
生徒指導、進路指導	6.5%	5.8%	5.6%	0.0%	4.6%
教育委員会等からの調査	4.0%	3.5%	3.5%	0.6%	3.0%
朝終礼、会議、打合せ	10.1%	9.4%	10.4%	15.7%	11.3%
日直業務	1.5%	0.0%	0.7%	1.9%	1.0%
研修	2.0%	2.9%	2.1%	2.5%	2.4%
行事	25.6%	10.5%	11.8%	15.1%	16.3%
会計	3.5%	2.3%	5.6%	18.2%	7.1%
事務作業・軽作業(会計除く)	19.1%	17.5%	16.7%	32.7%	21.4%
部活動	0.0%	21.1%	16.7%	0.6%	9.1%
PTA関係	6.0%	8.8%	2.1%	1.3%	4.8%
保護者対応	1.5%	2.3%	3.5%	0.6%	1.9%
施設・設備整備	3.0%	0.6%	1.4%	0.0%	1.3%

令和7年度島根県公立高等学校入学者選抜における特色選抜の結果について

1 実施日 1月21日（火）～23日（木）のうち、各学校が定めた日
 ※県教育委員会作成の学力検査は、22日（水）に一斉に実施

2 合格内定通知 1月30日（木）各高等学校長から中学校等の校長へ通知

3 合格発表 3月14日（金）10時 一般選抜合格者とともに発表

4 総合選抜 （詳細は別紙「出願者数・合格内定者数（学校別）」参照）

- (1) 募集高校・学科数 36校71学科 (R6年度推薦選抜 35校64学科)
- (2) 募集人員 1,717名程度 (R6年度推薦選抜 1,159名程度)
 ※募集人員は当該学科の入学定員の40%（体育科は60%）程度までで各学校が定めている。
- (3) 選抜方法 書類審査、面接、学力検査等
 ※各高校が2つ以上の検査方法を指定して実施
- (4) 実施高校・学科数 36校71学科 (R6年度推薦選抜 34校62学科)
- (5) 出願者数 2,675名 (R6年度推薦選抜 872名)
- (6) 合格内定者数 1,697名 (R6年度推薦選抜 779名)

	過去の推薦選抜					総合選抜 R7年度 36 1,717 2,675 1,697
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
募集高校数	29	30	33	34	35	
募集人員（程度）	1,096	1,070	1,132	1,132	1,159	
出願者数	758	851	892	904	872	
合格内定者数	709	761	800	781	779	

5 中高一貫特別選抜

- (1) 募集及び実施高校・学科 飯南高校・普通科、吉賀高校・普通科
- (2) 募集人員 飯南高校 募集人員は、入学定員内とし、特に定めない。
 吉賀高校 20名程度
- (3) 選抜方法 書類審査、面接等
- (4) 出願者数 飯南高校 19名 (R6年度 29名)
 吉賀高校 11名 (R6年度 17名)
- (5) 合格内定者数 飯南高校 19名 (R6年度 29名)
 吉賀高校 11名 (R6年度 17名)

6 スポーツ特別選抜

（詳細は別紙「スポーツ特別選抜出願者数・合格内定者数（学校別）」参照）

- (1) 募集高校 19校 (R6年度スポーツ特別推薦選抜 18校)
- (2) 実施高校 18校 (R6年度スポーツ特別推薦選抜 15校)
- (3) 募集人員 176名 (R6年度スポーツ特別推薦選抜 136名)
- (4) 選抜方法 書類審査、面接、実技等
 ※各高校が2つ以上の検査方法を指定して実施
- (5) 出願者数 101名 (R6年度スポーツ特別推薦選抜 49名)
- (6) 合格内定者数 99名 (R6年度スポーツ特別推薦選抜 49名)

7 今後の日程

- 2月3日（月）～2月6日（木）一般選抜出願期間
2月7日（金）一般選抜出願状況発表（志願変更前）
（午前10時、教育指導課HPで公表）
2月10日（月）～17日（月）志願変更受付期間
2月19日（水）一般選抜最終出願状況発表（志願変更後）
（午後2時、教育指導課HPで公表）
3月5日（水）学力検査（国語、数学、社会、英語、理科各50分）
3月6日（木）面接等
3月11日（火）追検査
3月14日（金）一般選抜等合格発表（午前10時、公表）
第2次募集実施校公表（午前10時、教育指導課HPで公表）
3月17日（月）～18日（火）第2次募集出願期間
3月19日（水）第2次募集作文・面接検査等
3月24日（月）第2次募集中合格発表（午後3時、公表）

令和7年度島根県立高等学校スポーツ特別選抜 合格内定者数(学校別)

No.1

島根県教育委員会

全日制				出願者数								島根県教育委員会 合格内定者数							
学校名	学科名	学級数	入学定員	フェンシング 男子	フェンシング 女子	バレー 男子	バレー 女子					合計	フェンシング 男子	フェンシング 女子	バレー 男子	バレー 女子			合計
安来	普通	4	160	2	3	4	3					12	2	3	4	3			12
松江南	普通	5	200	1								1	1						1
	探究科学	2	80	0								0	0						0
	計	7	280	1								1	1						1
松江東	普通	5	200	1	0	8	0	0				9	1	0	8	0	0		9
松江工業	機械	1	40	1	0	1	1					3	1	0	1	1			3
	電子機械	1	40	0	0	0	2					2	0	0	0	2			2
	電気電子工学	1	40	0	0	4	0					4	0	0	3	0			3
	情報クリエイター学	1	40	0	1	0	2					3	0	1	0	2			3
	建築都市工学	1	40	0	0	0	0					0	0	0	0	0			0
	計	5	200	1	1	5	5					12	1	1	4	5			11
松江商業	商業	3	200	パドミントン 女子	サッカーレディース 女子	バスケット 女子						合計	パドミントン 女子	サッカーレディース 女子	バスケット 女子				合計
	国際ビジネス	1		4	4	4						12	4	4	4				12
	情報処理	1										12	4	4	4				12
大東	普通	3	90	4								4	4						4
横田	普通	3	90	6	2							8	6	2					8
三刀屋	総合学科	4	160	1	7							8	1	7					8
平田	普通	4	160	3	1							4	3	1					4
出雲	普通	6	240	0	1							1	0	1					1
	理数	1	40	0	0							0	0	0					0
	計	7	280	0	1							1	0	1					1

令和7年度島根県立高等学校スポーツ特別選抜 合格内定者数(学校別)

No.2

島根県教育委員会

合格内定者数

学校名	学科名	学級数	入学定員	出願者数								合格内定者数							
				自転車 男子	自転車 女子	アーチェリー 男子	アーチェリー 女子					合計	自転車 男子	自転車 女子	アーチェリー 男子	アーチェリー 女子			合計
出雲工業	機械	1	40	0	0	0	0					0	0	0	0	0			0
	電気	1	40	0	0	0	0					0	0	0	0	0			0
	電子機械	1	40	0	0	0	0					0	0	0	0	0			0
	建築	1	40	0	0	0	0					0	0	0	0	0			0
計				4	160	0	0	0	0			0	0	0	0	0			0

学校名	学科名	学級数	入学定員	ウェイト リフティング 男子	ウェイト リフティング 女子	カヌー 男子	カヌー 女子					合計	ウェイト リフティング 男子	ウェイト リフティング 女子	カヌー 男子	カヌー 女子			合計
				カヌー 男子	カヌー 女子							合計	カヌー 男子	カヌー 女子					合計
出雲農林	植物科学	1	40	0	0	0	0					0	0	0	0	0			0
	環境科学	1	40	1	0	0	0					1	1	0	0	0			1
	食品科学	1	40	0	0	0	0					0	0	0	0	0			0
	動物科学	1	40	0	0	0	0					0	0	0	0	0			0
計				4	160	1	0	0	0			1	1	0	0	0			1

学校名	学科名	学級数	入学定員	陸上 男子	陸上 女子	サッカーメン 男子	サッカーレディ 女子	剣道 男子	剣道 女子	体操 男子	体操 女子	合計	陸上 男子	陸上 女子	サッカーメン 男子	サッカーレディ 女子	剣道 男子	剣道 女子	体操 男子	体操 女子	合計
				サッカーメン 男子	サッカーレディ 女子			サッカーメン 男子	サッカーレディ 女子			合計	サッカーメン 男子	サッカーレディ 女子			サッカーメン 男子	サッカーレディ 女子			合計
大社	普通	5	200	4	0	3	2	1	2	0	12	4	0	3	2	1	2	0	12		
	体育	1	40	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	6	240	4	0	3	2	2	2	0	13	4	0	3	2	1	2	0	12		

学校名	学科名	学級数	入学定員	カヌー 男子	カヌー 女子							合計	カヌー 男子	カヌー 女子						合計
				カヌー 男子	カヌー 女子			カヌー 男子	カヌー 女子			合計	カヌー 男子	カヌー 女子			カヌー 男子	カヌー 女子		合計
島根中央	普通	3	105	4	0							4	4	0						4

学校名	学科名	学級数	入学定員	水球 男子	水球 女子	ハンド 男子	ハンド 女子					合計	水球 男子	水球 女子	ハンド 男子	ハンド 女子				合計
				水球 男子	水球 女子	ハンド 男子	ハンド 女子					合計	水球 男子	水球 女子	ハンド 男子	ハンド 女子				合計
江津	普通	2	80	0	3	2						5	0	3	2				5	

学校名	学科名	学級数	入学定員	ローライ ング 男子								合計	ローライ ング 男子							合計
				ローライ ング 男子								合計	ローライ ング 男子				ローライ ング 男子		合計	
江津工業	機械・ロボット	1	40	2								2	2							2
	建築・電気	1	40	0								0	0							0
	計	2	80	2								2	2							2

学校名	学科名	学級数	入学定員	体操 男子	体操 女子							合計	体操 男子	体操 女子						合計
				体操 男子	体操 女子			体操 男子	体操 女子			合計	体操 男子	体操 女子			体操 男子	体操 女子		合計
浜田	普通	4	160	1	0							1	1	0						1
	理数	1	40	0	0							0	0	0						0
	計	5	200	1	0							1	1	0						1

学校名	学科名	学級数	入学定員	レス リング 男子	レス リング 女子							合計	レス リング 男子	レス リング 女子						合計
				レス リング 男子	レス リング 女子			レス リング 男子	レス リング 女子			合計	レス リング 男子	レス リング 女子			レス リング 男子	レス リング 女子		合計
隠岐島前	普通	1	80	1	1							2	1	1						2
	地域共創	1	80	1	1							2	1	1						2
	計	2	160	1	1							2	1	1						2

学校名	学科名	学級数	入学定員	相撲 男子	相撲 女子	ヨット 男子	ヨット 女子					合計	相撲 男子	相撲 女子	ヨット 男子	ヨット 女子				合計
				相撲 男子	相撲 女子	ヨット 男子	ヨット 女子			相撲 男子	相撲 女子	合計	相撲 男子	相撲 女子	ヨット 男子					

令和7年度 島根県公立高等学校入学者選抜 特色選抜 出願者数・合格内定者数(学校別)

島根県教育委員会 R7.1.30

学校名	学科名	学級数	入学定員	身元引受人による県外受験生の合格者数上限		地域外からの合格者数の上限		特色選抜出願者数						特色選抜合格内定者数						一般選抜 募集定員 $=b-j$	学科名	学校名			
				総合選抜		中高一貫 特別選抜		スポーツ特別選抜		合 計	総合選抜		中高一貫 特別選抜		スポーツ特別選抜		合 計								
				定員に対する割合 ※1	人数	定員に対する割合 ※1	人数	定員に対する割合 ※1	人数		定員に対する割合 ※1	人数	定員に対する割合 ※1	人数	定員に対する割合 ※1	人数	合格内定者数 g	県外・海外 (身元引受人による)	合格内定者数 h	合格内定者数 i	県外・海外 (身元引受人による)				
安来	普通	4	160	20%	32			40%	64	50			12	12	62	50	7	12	5	62	98	普通	安来		
情報科学	情報システム	1	120	6%	7			40%	48	41			41	38	0			38	82	情報システム	情報科学				
	情報処理	1																							
	マルチメディア	1																							
松江北	普通	6	240			※2	10%	24	10%	24	12			12	7	0				7	233	普通	松江北		
松江南	理数	1	40					10%	4	10					10	4	0			4	36	理数	松江南		
	探究科学	2	80					10%	20	40%	32	30			4	0	30	26	0	0	26	54	探究科学		
	計	7	280						20	64	89			4	1	90	58	0	1	0	59	221	計		
松江東	普通	5	200			※2	10%	20	40%	80	157			12	9	166	80	0	9	2	89	111	普通	松江東	
松江工業	機械	1	40						40%	16	21			3	24	18	0		3	1	21	19	機械	松江工業	
	電子機械	1	40							40%	16	13			2	15	12	0		2	1	14	26	電子機械	
	電気電子工学	1	40							40%	16	18			12	4	22	16	0	3	0	19	21	電気電子工学	
松江都市工学	情報リサイクル工学	1	40							40%	16	17			3	20	16	0		3	0	19	21	情報リサイクル工学	松江都市工学
	建築都市工学	1	40								40%	16	23			0	23	18	0		0	0	18	22	建築都市工学
	計	5	200								80	92			12	12	104	80	0	11	2	91	109	計	
松江商業	商業	3	200	※2				40%	80	150			12	12	162	88	2	12	1	100	100	国際ビジネス 情報処理	松江商業		
	国際ビジネス	1																							
	情報処理	1																							
松江農林	生物生産	1	40						40%	16	29				29	18	0			18	22	生物生産	松江農林		
松江農林	環境土木	1	40						40%	16	25				25	18	0			18	22	環境土木	松江農林		
	総合学科	2	80						40%	32	70				70	36	0			36	44	総合学科			
	計	4	160							64	124				124	72	0			72	88	計			
大東	普通	3	90	10%	※3	9		40%	36	43			4	4	47	40	4	4	2	44	46	普通	大東		
横田	普通	3	90	16%	※3	14		30%	27	25			8	8	33	21	7	8	3	29	61	普通	横田		
	三刀屋	4	160	8%	※3	12		40%	64	58			8	8	66	58	1	8	4	66	94	三刀屋			
	樹合	1	40						15%	6	9				9	5	0			5	35	樹合			
飯南	普通	2	80	25%	20			25%	20	38	※4	19		57	24	5	19		43	37	普通	飯南			
平田	普通	4	160						40%	64	67			8	4	71	59	0	4	1	63	97	普通	平田	
出雲	普通	6	240			※2	5%	12	40%	96	233			8	0	26	16	0	0	0	16	24	普通	出雲	
	理数	1	40						40%	16	26				1	234	97	0		1	0	98	142	理数	
	計	7	280							12	112	259			8	1	260	113	0	1	0	114	166	計	
出雲工業	機械	1	40						40%	16	23				0	23	16	0		0	0	16	24	機械	出雲工業
	電気	1	40						40%	16	28				12	0	28	16	0		0	0	16	24	電気
	電子機械	1	40						40%	16	31				0	31	18	0		0	0	18	22	電子機械	
出雲商業	建築	1	40						40%	16	32				0	32	16	0		0	0	16	24	建築	出雲商業

県立高校一人一台貸出端末の卒業後の無償譲渡について

1 現状

令和4年度入学生より導入している県立高校での生徒一人一台端末は、県が指定した端末を保護者が負担する形で整備

(1) 県の支援

支援策	対象者	支援内容
① 生徒用端末購入費助成	全て	端末価格の1/3
② タブレット奨学金制度	希望者	①を行ったうえで、保護者負担（2/3）に対し無利子奨学金による分割支払
③ 貸出端末の配備	低所得者世帯	県で整備した端末を貸与

※低所得者世帯：生活保護世帯、住民税所得割非課税世帯、家計急変世帯

(2) 貸出端末の利用状況等

- 貸出用端末を利用している令和4年度入学生は、令和6年度末に卒業
- 令和3年度に貸出端末を文科省補助金と新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、1,000台整備

(単位：台)

調達台数	内訳		
	令和4年度入学生分	令和5年度入学生分	予備機等
1,000	81	97	822

※令和4年度入学生分の内訳：全日制79台、定時制2台

2 対応

- 令和6年度以降、卒業の際に、貸出端末の譲渡を希望する生徒に貸出端末の無償譲渡を行う。（毎年1月に希望調査を実施）
- 譲渡を希望しない生徒分の貸出端末は、予備機とする。
- 令和4年度入学生分の令和6年度卒業生端末については、端末の処分制限期間に該当するため、譲渡希望者数の確定後、国費返還手続きを実施する。令和6年度卒業生端末を除く貸出端末については、処分制限期間を過ぎるため、国費返還手続きは不要。

3 影響比較

- 卒業時点での貸出端末の残存価格と処分費等は同額程度となる見込み
- 令和6年度のみ無償譲渡による経済的損失に加え、国費の返還が発生

(1) 令和6年度卒業生

項目	1台当たりの県への影響額(円)(A)	利用者数(人)(B)	県への影響額(円)(A×B)
端末の生徒への譲渡	△10,863	79	△858,177
国費返還	△10,863	79	△858,177
小計	△21,726		△1,716,354
令和7年度末において不要となる廃棄処分費	11,000	79	869,000
合計	△10,726		△847,354

※ 1台当たりの県への影響額：耐用年数4年のうち、3年間使用した場合の端末の残存価格
(R7.3.31時点)

令和4年度貸出用端末の残存価格(円)(A×D)	貸出用端末価格(円)(A)	耐用年数(年)(B)	経過年数(年)(C)	残存率(%)((D(B-C)/B))
10,863	43,450	4	3	25

(2) 令和7年度卒業生以降

項目	1台当たりの県への影響額(円)
端末の生徒への譲渡	△10,863
不要となる廃棄処分費	11,000
合計	137

4 参考

財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例（島根県条例第41号）【抜粋】

（物品の譲与又は減額譲与）

第8条 物品は、次に掲げる場合においては、これを譲与し、又は時価よりも低い価額で譲与することができる。

- (1) 公益上の必要に基づき、他の地方公共団体その他公共団体若しくは公共団体又は私人に物品を譲渡するとき。
- (2) 物品又は工作物で公用又は公共用に供するため寄附を受けたものの用途を廃止した場合において、当該物品又は工作物の解体若しくは撤去により物品となるものを当該寄附者又はその相続人その他の包括承継人に譲渡するとき。
- (3) 県の事務又は事業の遂行上適当であると認めるとき。

令和 7 年 3 月高校卒業予定者の就職内定状況（12 月）について
(県立、市立及び私立の全日制並びに県立の定時制)

1 就職内定状況の年度別推移

年度	卒業予定者数(人)	就職希望者数(人)			就職希望者の割合	就職内定者数(人)			内定率	就職未内定者数(人)		
		県内	県外	小計		県内	県外	小計		県内	県外	小計
R 2	5,850	986	280	1,266	21.6%	965	272	1,237	97.7%	21	8	29
R 3	5,596	909	238	1,147	20.5%	866	220	1,086	94.7%	43	18	61
R 4	5,537	882	233	1,115	20.1%	830	221	1,051	94.3%	52	12	64
R 5	5,271	885	192	1,077	20.4%	847	182	1,029	95.5%	38	10	48
R 6	5,377	837	249	1,086	20.2%	789	231	1,020	93.9%	48	18	66

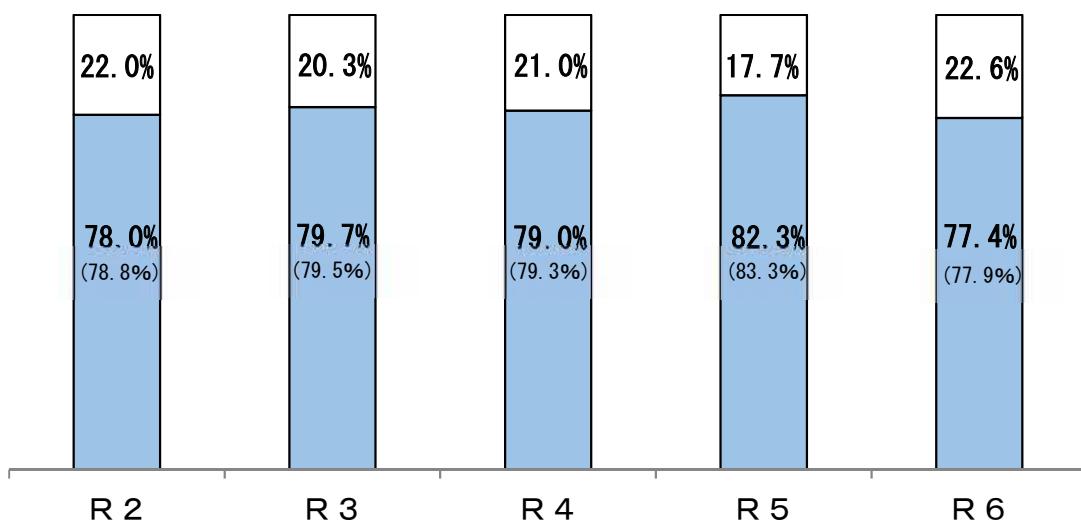
注 1 : 令和 2 年度の数値は、1月末日現在

注 2 : 令和 3 年度、4 年度の数値は、12月末日現在

注 3 : 令和 5 年度、6 年度の数値は、12月 25 日現在

2 就職内定者の県内、県外の割合 (□ 県内 □ 県外)

()は県立高校における割合



3 就職内定者の高校所在地域別の県内、県外の割合 (□ 県内 □ 県外)

東部 (R 6 内定者 680 名)

R 2	86.2%	13.8%
R 3	88.6%	11.4%
R 4	88.6%	11.3%
R 5	88.7%	14.1%
R 6	85.9%	

西部 (R 6 内定者 312 名)

R 2	63.2%	36.8%
R 3	63.6%	36.4%
R 4	58.6%	41.4%
R 5	69.8%	30.2%
R 6	60.6%	39.4%

隠岐 (R 6 内定者 28 名)

R 2	36.8%	63.2%
R 3	43.2%	56.8%
R 4	43.5%	56.5%
R 5	57.1%	42.9%
R 6	57.1%	42.9%